

第156期 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

開催日時 2024年6月21日（金曜日）



午前10時（午前9時開場）

開催場所 The Okura Tokyo（オークラ東京）



オークラ プレステージタワー 1階

「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬額の改定の件

目次	株主の皆様へ	1
	定時株主総会招集ご通知	3
	議決権行使についてのご案内	4
	株主総会ライブ配信・ 事前ご質問受付のご案内	6
	株主総会参考書類	7
	事業報告	35
	連結計算書類	66
	計算書類	69
	監査報告書	71

電子提供制度対応

書面交付請求された株主様（表紙の右上に【交付書面】と記載）：全てのページをお送りしています。

書面交付請求されていない株主様：
1～50ページまでお送りしています。
51ページ以降は当社ウェブサイトをご覧ください。

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2024年6月20日（木曜日）午後5時45分

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。この度、4月1日付で社長に就任いたしました上野真吾です。

第156期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）定時株主総会を6月21日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2021年度から開始した中期経営計画「SHIFT 2023」の最終年度となる2023年度において、当社は構造改革の完遂に取り組み、下方耐性の強化と収益力のレベルアップを図りました。その結果、当社は「SHIFT 2023」策定時の利益計画を達成し、その利益水準は前中期経営計画に比べ大きく向上しました。

今年度からの3年間を対象とする「中期経営計画2026」においては、「No.1事業群」をテーマに掲げ、強みを核とした事業の強化、成長の原動力である人と組織の強化により事業ポートフォリオ変革を加速させ、新たな成長ステージを歩んでまいります。当社グループのコーポレートメッセージ「Enriching lives and the world」の実現に向けて、競争優位を磨き、社会課題解決を通じた成長に挑戦し続けます。

株主の皆様には、引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

代表取締役
社長執行役員 CEO 上野真吾

- 当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、株主様の議決権行使の利便性や日頃ご関心をお寄せいただくことが多い事項などを考慮し、株主の皆様に対し、電子提供措置事項のうち本招集ご通知の1ページから50ページまでを書面でご送付しています。（書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項全体（ただし、以下なお書きに記載の事項及び書類を除きます。）を書面でご送付しています。）
- なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項及び書類につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載していませんが、監査役及び会計監査人は、これらの事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

住友商事グループの経営理念

当社は、住友430年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書」の精神を起源とし、430年にわたる長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。ほかにも、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃、初代政友晩年の教え）
（写真提供／住友史料館）

住友商事株式会社

代表取締役 上野 真吾
社長執行役員 CEO

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第156期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第156期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトでご確認いただけない場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。銘柄名（住友商事）又は証券コード（8053）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただくこととごいただけます。

●東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

電子提供措置事項について修正すべき事情が生じた場合には、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項をお知らせいたします。

なお、当日のご出席に代えて、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権を行使することが可能です（4～5ページご参照）。当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類（7～34ページご参照）をご検討いただき、**2024年6月20日（木曜日）の午後5時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2024年6月21日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラプレステージタワー 1階「平安の間」〔最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。〕株主総会の
目的である事項

●報告事項

- 第156期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第156期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬額の改定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日へ出席される場合



株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時〔午前9時開場〕

当日へ出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等によるご行使

次のページの案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時45分行使分まで


詳細につきましては
次頁をご覧ください。

議決権行使の取り扱いについて

- 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社** 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031**（午前9時～午後9時）

その他のご照会  **0120-782-031**（平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

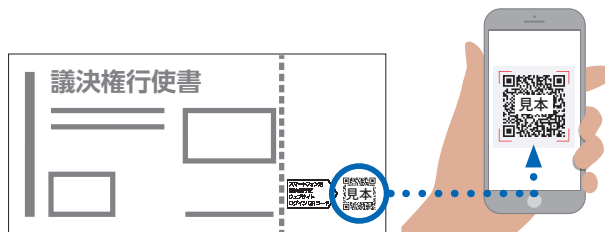
インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等によるご行使

① 株主総会ポータルにアクセスする

議決権行使書用紙の右下「スマートフォン議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 「議決権行使へ」ボタンをタップする



③ 賛否を入力する

スマート行使トップ画面が表示されます。以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等によるご行使

株主総会ポータルにアクセスする

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

<https://www.soukai-portal.net>

※議決権行使ウェブサイトからもご利用頂けます。<https://www.web54.net>

株主総会ライブ配信・事前ご質問受付のご案内

当社では、専用サイトを通じて本総会のライブ配信を行います。なお、専用サイトでは、本総会の目的事項に関して、事前のご質問を受け付けています。

専用サイトへのアクセス方法

①以下のURL又は右記のQRコードより専用サイトにアクセスしてください。

<https://web.lumiconnect.com/745280942>

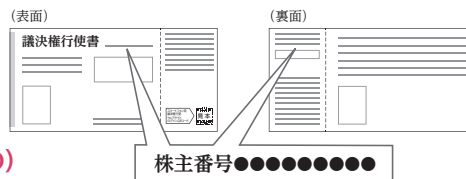
※ミーティングIDを入力する画面が表示された場合は、「745-280-942」をご入力ください。



②画面に表示される注意事項をご確認いただいた後、以下のID・パスワード(半角)をご入力ください。

ID : 株主番号9桁

パスワード: 郵便番号7桁(2024年3月末時点で登録されているもの)



ライブ配信について

配信日時 2024年6月21日(金曜日)午前10時より

上記配信日時になっても専用サイト上で配信映像が自動的に流れない場合は、以下のボタンを押してください。



ご注意事項

- 本ライブ配信は視聴用ですので、ご視聴中に議決権行使やご質問等はできません。会場にお越しいただけられない場合、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ご利用の端末又は通信環境の影響により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- 通送料等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の録画・公開やログイン方法を第三者に伝えることはご遠慮ください。
- 何らかの事情により本総会のライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>)にて速やかにお知らせいたします。
- 本総会当日の映像につきましては、後日、当社ウェブサイトに掲載する予定です。

事前ご質問受付について

受付期間

2024年5月30日(木曜日)
午前9時から
6月14日(金曜日)
午後5時まで

上記受付期間中に専用サイトにアクセスし、『事前質問』のタブをクリックしてください。その後、画面のご案内にしたがって、ご質問内容(目安250字以内)をご入力ください。

ご注意事項

株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、本総会当日にご回答させていただく予定です。お答えできる事項の数には限りがあり、全ての事項にご回答できない場合がございますので、ご了承ください。

お問合せ先

ID・パスワードについて

三井住友信託銀行株式会社(株主名簿管理人) パーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 0120-782-041

専用サイトの操作方法について

株式会社ICJ パーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

受付期間

2024年5月23日(木曜日)～6月21日(金曜日) 午前9時～午後5時(平日のみ) (本総会当日は午前9時～配信終了まで)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

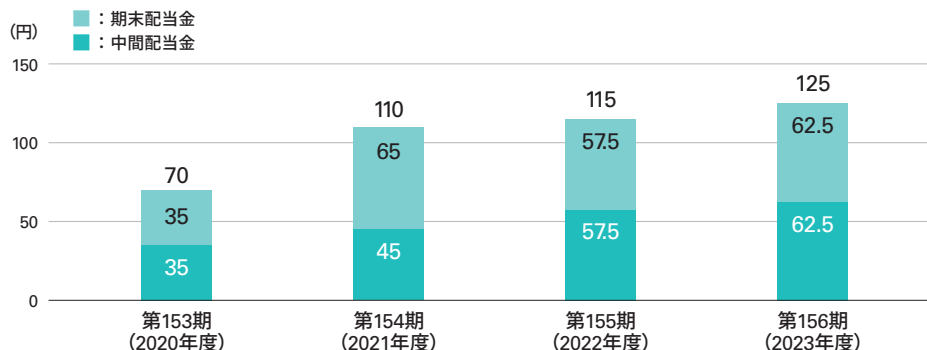
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2022年度以降の株主還元方針については、DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案の上、年間の配当額を決定することとしています。その上で、当期利益実績の30%に相当する部分が上記範囲を超過した場合には、当該超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施することとしています。また、年間配当金は、直前の配当予想額を原則下回らないこととしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)は3,864億円となりましたが、上記の株主還元方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 62.5円 総額 76,371,208,169円 なお、中間配当金として1株当たり62.5円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり125円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2024年6月24日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役に構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、21ページをご参照ください。）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	指名・報酬諮問委員会委員*4
1	ひょう どう まさ ゆき 兵 頭 誠 之	再任	取締役会長	6年*2 ○
2	なん ぶ とし かず 南 部 智 一	新任	副会長	—*3 —
3*1	うえ の しん ご 上 野 真 吾	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	1年 ○
4*1	せい しま たか ゆき 清 島 隆 之	再任	代表取締役 副社長執行役員（企画グループ、サステナビリティ・DE&I推進グループ及び人材・総務・法務グループ管掌）	5年 —
5*1	もろ おか れい じ 諸 岡 礼 二	再任	代表取締役 専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO	2年 —
6*1	の なか のり ひこ 野 中 紀 彦	新任	専務執行役員 自動車グループCEO	— —
7	い で あき こ 井 手 明 子	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	4年 ○
8	み たち たか し 御 立 尚 資	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	2年 ◎
9	たか はら たか ひさ 高 原 豪 久	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	1年 ○
10	あさ くら はる やす 朝 倉 陽 保	新任 独立役員 社外取締役候補者	—	— —
11	おお つき な な 大 槻 奈 那	新任 独立役員 社外取締役候補者	—	— —

- (注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
 2. *2 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
 3. *3 南部智一氏は、上記のほか、2019年6月から2023年6月までの4年間、当社取締役に在任していました。
 4. *4 指名・報酬諮問委員会の委員は、本議案が承認された場合に予定しているものです（○は委員、◎は委員長を示します。）。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。



候補者番号 ひょう どう まさ ゆき
1 兵 頭 誠 之

再 任

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年6月26日生	17回中17回 (100%)	6年 (本総会終結時) (*)
	2023年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	9回中9回 (100%)	134,100株

(*) 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役在任していました。

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
 2016年 6月 代表取締役 常務執行役員
 2017年 4月 代表取締役 専務執行役員
 2017年 6月 専務執行役員
 2018年 4月 社長執行役員 CEO
 2018年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
 2024年 4月 取締役会長 (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から2024年3月まで代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2024年4月から取締役会長に就任しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 なん ぶ とし かず
2 南 部 智 一

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1959年1月21日生	85,600株

(*) 南部智一氏は、2019年6月から2023年6月までの4年間、当社取締役在任していました。

略歴

1982年 4月 当社入社
 2019年 6月 代表取締役 専務執行役員
 メディア・デジタル事業部門長 CDO
 2020年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 メディア・デジタル事業部門長 CDO
 2022年 4月 代表取締役 副社長執行役員 CDO
 (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)
 2023年 4月 代表取締役 CDOアドバイザー
 2023年 6月 顧問 CDOアドバイザー
 2024年 4月 副会長 (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商會社社長、メディア・デジタル事業部門長 CDO、代表取締役 副社長執行役員 CDO (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌) 等を経て、2024年4月から副会長に就任しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 **3** **うえのしんご** **上野真吾**

再任

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年11月21日生	14回中14回 (100%) (2023年6月23日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		67,800株

略歴、地位及び担当

1982年 4月	当社入社	2023年 6月	代表取締役 副社長執行役員 (金属事業部門、資源・化学品事業部門 およびエネルギーイノベーション・ イニシアチブ管掌)
2013年 4月	執行役員	2024年 4月	代表取締役 社長執行役員 CEO (現職)
2016年 4月	常務執行役員		
2018年 4月	専務執行役員		
2021年 4月	副社長執行役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、米州住友商會社社長、資源・化学品事業部門長、代表取締役 副社長執行役員（金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌）等を経て、2024年4月から代表取締役 社長執行役員 CEOに就任しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 **4** **せいしまたかゆき** **清島隆之**

再任

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1962年1月1日生	17回中17回 (100%)	5年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		50,300株

略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2023年 4月	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO
2016年 4月	執行役員	2024年 4月	代表取締役 副社長執行役員 (企画グループ、サステナビリティ・ DE&I推進グループ及び人材・総務・ 法務グループ管掌) (現職)
2019年 4月	常務執行役員		
2019年 6月	代表取締役 常務執行役員		
2021年 4月	代表取締役 専務執行役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商會社副社長 兼 CFO、代表取締役 副社長執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員として企画グループ、サステナビリティ・DE&I推進グループ及び人材・総務・法務グループを管掌しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 もろ おか れい じ
5 諸 岡 礼 二

再 任

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1961年4月25日生	17回中17回（100%）	2年（本総会最終時）
		所有する当社株式数
		39,300株

略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|--------|----------|---|
| 1984年 4月 | 当社入社 | 2022年 6月 | 代表取締役 専務執行役員
コーポレート部門 |
| 2016年 4月 | 執行役員 | | 財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO |
| 2020年 4月 | 常務執行役員 | 2024年 4月 | 代表取締役 専務執行役員
財務・経理・リスクマネジメントグループ長
CFO（現職） |
| 2022年 4月 | 専務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、米国住友商會社SCOA財経グループ長、輸送機・建機総括部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）、当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役 専務執行役員等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 の なか のり ひこ
6 野 中 紀 彦

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1961年12月14日生	34,100株

略歴

- | | | | |
|----------|---|----------|--|
| 1985年 4月 | 当社入社 | 2017年 4月 | 執行役員 アジア大洋州総支配人補佐
アジア大洋州住友商事グループ
アジア大洋州環境・インフラユニット長
インドネシア住友商會社社長 |
| 2010年 4月 | 電池事業開発部長
理事 電力インフラ事業本部副本部長
電力事業第一部長 電池事業開発部長、
理事 アジア大洋州総支配人補佐
アジア大洋州住友商事グループ
アジア大洋州環境・インフラユニット長
インドネシア住友商會社社長 兼
スラバヤ支店長を経て | 2018年 4月 | 執行役員 電力インフラ事業本部長 |
| | | 2020年 4月 | 執行役員 インフラ業務部長 |
| | | 2021年 4月 | 常務執行役員 インフラ事業部門長補佐
インフラ業務部長 |
| | | 2022年 4月 | 常務執行役員 輸送機・建機事業部門長 |
| | | 2024年 4月 | 専務執行役員 自動車グループCEO
（現職） |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車及びインフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、電力インフラ事業本部長、インフラ業務部長、輸送機・建機事業部門長等を経て、現在は専務執行役員 自動車グループCEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

い で あ き こ
井 手 明 子

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1955年2月28日生	17回中17回 (100%)	4年 (本総会最終時)
	2023年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回 (100%) (2023年6月23日就任以降の状況)	0株

略歴、地位及び担当

1977年 4月	日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社) 入社	2013年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 コマース事業推進担当 (2014年6月退任)
2006年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 社会環境推進部長	2014年 6月	日本電信電話株式会社 常勤監査役 (2020年6月退任)
2008年 7月	同社 執行役員 中国支社長	2018年 8月	NTT株式会社 監査役 (2020年6月退任)
2012年 6月	同社 執行役員 情報セキュリティ部長	2020年 6月	当社社外取締役 (現職)
2013年 5月	らでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) 代表取締役社長 (2014年5月退任)	2021年 6月	東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)

重要な兼職の状況

東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社 (持株会社) の常勤監査役を務めるなど、情報・通信や企業経営、コーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。井手明子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間に取引関係はありません。

井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

井手明子氏は、2014年6月から2020年6月まで日本電信電話株式会社の常勤監査役を務めていましたが、同社の子会社である西日本電信電話株式会社において、広島県と広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関して2022年10月7日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受ける事態がありました。同氏は、本件の判明時には常勤監査役を退任しており、また、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしていました。また、西日本電信電話株式会社をはじめとする日本電信電話株式会社の複数の子会社において、顧客情報が第三者に流出していた事態が発覚し、2024年2月9日に西日本電信電話株式会社が行政指導を受ける事態がありました。同氏は、本件の判明時には常勤監査役を退任しており、また、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしていました。

また、井手明子氏は、2021年6月に東北電力株式会社の社外取締役 (監査等委員) に就任し、現在に至っていますが、同社において、同社以外の小売電気事業者の顧客情報を不適切に閲覧していた事態について、2023年4月17日に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守及び情報管理の視点に立った指摘、提言を行っていました。また、本件判明後は、顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。



候補者番号

8

御 立 尚 資

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1957年1月21日生	17回中17回 (100%)	2年 (本総会終結時)
	2023年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	9回中9回 (100%)	0株

略歴、地位及び担当

1979年 4月	日本航空株式会社 入社	2016年 6月	株式会社ロchetteホールディングス 社外取締役 (現職)
1993年 10月	ボストン コンサルティング グループ 入社	2017年 3月	DMG森精機株式会社 社外取締役 (現職) 株式会社FiNC (現: 株式会社FiNC Technologies) 社外取締役 (2020年3月 退任)
1999年 1月	同社 ヴァイス・プレジデント・ アンド・パートナー	2017年 6月	ユニ・チャーム株式会社 社外取締役 (監査等委員) (2021年3月退任)
2005年 1月	同社 日本代表	2017年 10月	東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
2005年 5月	同社 マネージング・ディレクター・ アンド・シニア・パートナー	2017年 10月	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (2021年12月退任)
2011年 3月	特定非営利活動法人 国際連合世界食糧 計画WFP協会 理事 (2018年8月退任)	2020年 4月	京都大学経営管理大学院 特別教授 (現職)
2013年 4月	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 (2017年4月退任)	2022年 6月	当社社外取締役 (現職)
2016年 3月	楽天株式会社 (現: 楽天グループ株式 会社) 社外取締役 (現職)		

重要な兼職の状況

楽天グループ株式会社 社外取締役
DMG森精機株式会社 社外取締役
東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり米国大手経営コンサルティング会社において要職を歴任するなど、企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。御立尚資氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

御立尚資氏は、2018年8月まで特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会の理事を務めていました。同法人と当社との間に取引関係はありません。

御立尚資氏が2017年4月まで副代表幹事を務めていた公益社団法人 経済同友会に対して、当社は会費等を支払っていますが、その額は、同会の年間経常収益の1%未満と僅少です。また、当社は同氏が2017年9月までマネージング・ディレクター・アンド・シニア・パートナーとして業務執行に携わっていたボストン コンサルティング グループに対して業務委託費を支払っていますが、その額は同グループの全世界売上高の0.01%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。

御立尚資氏は、2017年6月に東京海上ホールディングス株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、同社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点に立った指摘、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、業務改善計画の策定にあたってグループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行うなど、再発防止に注力しています。



候補者番号 たか はら たか ひさ
9 高原 豪久

再任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	2023年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1961年7月12日生	2023年度における取締役会への出席状況 14回中14回（100%） (2023年6月23日就任以降の状況)	1年（本総会最終時）
		所有する当社株式数 0株

略歴、地位及び担当

1986年 4月	株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2004年 6月	同社 代表取締役 社長執行役員（現職）
1991年 4月	ユニ・チャーム株式会社 入社	2015年 6月	カルビー株式会社 社外取締役 (2023年6月退任)
1995年 6月	同社 取締役	2021年 6月	野村ホールディングス株式会社 社外取締役（現職）
1997年 6月	同社 常務取締役	2023年 6月	当社社外取締役（現職）
2001年 6月	同社 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

ユニ・チャーム株式会社 代表取締役 社長執行役員
 野村ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手消費財メーカーにおいて、取締役、常務取締役、代表取締役 社長執行役員等の要職を歴任するなど、企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。高原豪久氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

高原豪久氏はユニ・チャーム株式会社の代表取締役 社長執行役員として業務執行に携わっています。当社は、同社と共同でThe Hartz Mountain Corporationに出資しており、当該出資に当たりユニ・チャーム株式会社との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.1%未満及びユニ・チャーム株式会社の連結総資産額の0.4%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号 あ さ く ら は る や す
10 朝 倉 陽 保

新 任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	所有する当社株式数
1961年4月16日生	0株

略歴

- | | | | |
|----------|--|-----------|--------------------------------------|
| 1984年 4月 | 三菱商事株式会社 入社 | 2013年 10月 | ルネサスエレクトロニクス株式会社
社外取締役（2015年6月退任） |
| 1999年 5月 | エイパックス・グロービス・パートナーズ
株式会社（現：株式会社グロービス・
キャピタル・パートナーズ）パートナー | 2014年 4月 | 公益社団法人 経済同友会 幹事（現職） |
| 2001年 2月 | カーライル・ジャパン・エルエルシー
マネージングディレクター | 2016年 3月 | 株式会社丸の内キャピタル
代表取締役社長 CEO兼CIO |
| 2009年 7月 | 株式会社産業革新機構
（現：株式会社産業革新投資機構）
専務取締役(COO)（2015年6月退任） | 2022年 12月 | 同社 シニアアドバイザー
（2023年12月退任） |
| 2012年 3月 | 株式会社ジャパンディスプレイ
社外取締役（2014年6月退任） | 2023年 6月 | 酒井重工業株式会社 社外取締役
（監査等委員）（現職） |

重要な兼職の状況

酒井重工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたりプライベート・エクイティ・ファンド運営会社において要職を歴任し、複数の企業の経営者や社外取締役を務めるなど、M&Aや企業経営等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。朝倉陽保氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

朝倉陽保氏は、2022年11月まで株式会社丸の内キャピタルの代表取締役社長 CEO兼CIOとして業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

朝倉陽保氏が2015年6月まで専務取締役(COO)として業務執行に携わっていた株式会社産業革新機構（現：株式会社産業革新投資機構）に当社は出資していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.1%未満と僅少であり、また当社の同社に対する出資比率は0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号 おお つき な な
11 大 槻 奈 那

新 任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日 所有する当社株式数
 1964年9月17日生 0株

略歴

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 1988年 4月 | 三井信託銀行株式会社
(現：三井住友信託銀行株式会社) 入行 | 2017年 6月 | 株式会社クレディセゾン 社外取締役
(現職) ^(※1) |
| 1994年 6月 | パリ国立銀行 (現：BNPパリバ銀行)
東京支店 入行 | 2018年 4月 | 名古屋商科大学大学院 教授 (現職) |
| 1998年 3月 | HSBC証券株式会社 入社 | 2018年 6月 | 東京海上ホールディングス株式会社
社外監査役 (現職) |
| 2000年 1月 | スタンダード&ブアーズ・レーティング・
ジャパン株式会社 日韓金融機関格付
チームヘッド | 2021年 4月 | マネックス証券株式会社 専門役員
チーフアナリスト (2022年8月退任) |
| 2005年12月 | UBS証券株式会社 調査部マネジング・
ディレクター | 2021年 6月 | 持田製薬株式会社 社外取締役 (現職) ^(※2) |
| 2011年 6月 | メリルリンチ日本証券株式会社
(現：BofA証券株式会社) マネジング・
ディレクター (2015年12月退任) | 2022年 9月 | ピクテ・ジャパン株式会社
シニア・フェロー (現職) |
| 2015年 9月 | 名古屋商科大学経済学部 教授 | | |
| 2016年 1月 | マネックス証券株式会社 執行役員
チーフアナリスト | | |

(※1) 2024年6月開催予定の株式会社クレディセゾンの定時株主総会終結の時をもって同社の社外取締役を退任する予定です。

(※2) 2024年6月開催予定の持田製薬株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社の社外取締役を退任する予定です。

重要な兼職の状況

東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役
 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手証券会社などにおいて要職を歴任し、また、大学教授や上場会社の社外取締役を務めるなど、市場分析やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。大槻奈那氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

大槻奈那氏は、2015年12月までメリルリンチ日本証券株式会社 (現：BofA証券株式会社) のマネジング・ディレクターとして業務執行に携わっていましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。また、同氏は2022年8月までマネックス証券株式会社の専門役員 チーフアナリストとして業務執行に携わっていましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。

大槻奈那氏は、2018年6月に東京海上ホールディングス株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っていますが、同社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点に立った指摘、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、業務改善計画の策定にあたってグループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行うなど、再発防止に注力しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

井手明子氏、御立尚資氏、高原豪久氏、朝倉陽保氏及び大槻奈那氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

当社は、井手明子氏、御立尚資氏及び高原豪久氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに兵頭誠之氏、朝倉陽保氏及び大槻奈那氏の間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、永井敏雄氏及び加藤義孝氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、各候補者はいずれも、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、21ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



候補者番号	いな	だ	のぶ	お
1	稲	田	伸	夫
生年月日	1956年8月14日生		所有する当社株式数	0株

新任 社外監査役候補者 独立役員

略歴

1981年 4月	検事任官	2018年 7月	検事総長（2020年7月退官）
2008年 10月	法務省 大臣官房長	2020年 10月	弁護士（現職）
2011年 8月	同省 刑事局長	2021年 6月	野村證券株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職）
2014年 1月	同省 法務事務次官	2023年 3月	日本たばこ産業株式会社 社外監査役（現職）
2016年 9月	仙台高等検察庁 検事長		
2017年 9月	東京高等検察庁 検事長		

重要な兼職の状況

弁護士
野村證券株式会社 社外取締役（監査等委員）
日本たばこ産業株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたる検察官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。



候補者番号 くに い たい せい
2 國 井 泰 成

新任 社外監査役候補者 独立役員

生年月日 1959年6月12日生	所有する当社株式数 0株
---------------------	-----------------

略歴

1985年 10月	等松・青木監査法人 (現：有限責任監査法人トーマツ) 入社	2010年 10月	同法人 東京監査本部本部長
1989年 8月	公認会計士 (現職)	2010年 11月	同法人 経営会議メンバー
1999年 6月	等松・青木監査法人 (現：有限責任監査法人トーマツ) 社員 (パートナー)	2013年 10月	同法人 執行役 東京監査事業部長
		2018年 6月	同法人 包括代表 (2022年5月退任)
		2023年 1月	同法人 退社
		2023年 2月	國井泰成公認会計士事務所 (現職)

重要な兼職の状況

公認会計士

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたる公認会計士としての経歴から財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

社外監査役候補者に関する特記事項

國井泰成氏は、2022年5月まで有限責任監査法人トーマツの包括代表として業務執行に携わっていました。当社は同監査法人に対して業務委託費等を支払っていますが、その額は同監査法人の年間収益の0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

稲田伸夫氏及び國井泰成氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

本議案が承認された場合、当社は、稲田伸夫氏及び國井泰成氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、稲田伸夫氏及び國井泰成氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

(ご参考)

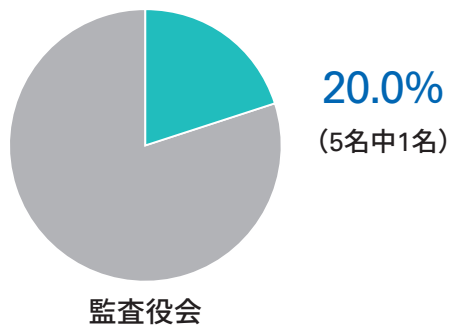
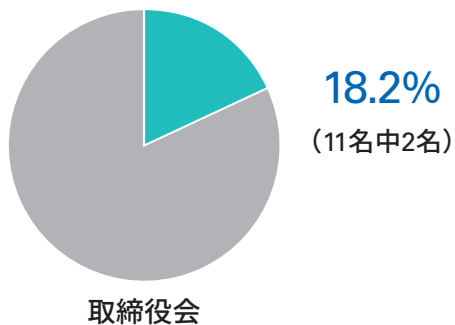
本総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名		当社における地位	監査役在任期間
御子神大介	現任	常任監査役（常勤）	1年
坂田一成	現任	監査役（常勤）	2年
長嶋由紀子	現任 独立役員	社外監査役	3年
稲田伸夫	新任 独立役員	社外監査役	—
國井泰成	新任 独立役員	社外監査役	—

(注) 監査役在任期間は、本総会終結時のものです。

(ご参考)

本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会及び監査役会の女性役員の割合はそれぞれ次のとおりとなります。



(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）

当社の取締役・監査役は、その資格において、社内・社外の区別を問わず、誠実な人格、高い識見と能力を備えるべきこととしています。また、当社は、「中期経営計画2026」において、「No.1事業群」をテーマに掲げ、強みを核とした個別事業の強化、成長の原動力である人と組織の強化を通じた事業ポートフォリオ変革を進めてまいります。これらの取組により当社グループの競争優位を磨き、社会課題解決を通じた成長の実現に取り組んでまいります。この経営計画の実現に向けて当社は、取締役会がその役割である重要な経営事項の決定と業務執行の監督の機能を十分に発揮するため、取締役会として備えるべき知識・経験・能力等（以下、「スキル」）を以下のとおり特定しています。「ガバナンス」と「グローバル視点」は、全ての取締役・監査役が備えるべきスキルであり、その他の7つは取締役会全体で備えるべきスキルと考えています。なお、監査役については、取締役の職務執行を監査するため、これら7つのスキルのうち「企業経営」、「財務・会計」及び「法務・リスクマネジメント」を特に重要視しています。当社取締役会に求められるスキルは、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わりますので、今後も必要なスキルについて取締役会で議論し、必要に応じて変更し、その内容を開示します。

全ての取締役・監査役が備えるべきスキル、及びその理由

ガバナンス

株主の負託に応え、同時に全てのステークホルダーの利益に適う経営を実現するため、全ての取締役・監査役がガバナンスに関して高度な知見を十分に備えていることが必要と考えています。当社が考えるガバナンスの要諦は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」、及び「経営の透明性の確保」であると定めています。

グローバル視点

当社が世界各国で取引・事業投資を行っている観点から、全ての取締役・監査役がグローバルな視点での高い識見を有することが必要と考えています。異文化や異なる産業構造、最新の地政学等を踏まえ、不確実性の高い状況においても注意深さと機動性を兼ね備えた最適な経営戦略を立案、実行し、また当該経営執行を適切に監督できる能力が本スキルに該当すると考えています。

取締役会全体で備えるべきスキル、及びその理由

企業経営

当社は、様々な事業活動を行い、安定的で持続的な企業価値向上を目指しています。取締役会は当社の重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行う機関であり、常に変化する事業環境において、ステークホルダーの期待に応えながら当社の経営理念に合う価値創造を実現するため、最適な経営戦略を立案、実行する経営マネジメントスキルを重要視しています。

投資・M&A

当社は様々な事業分野で事業投資を展開しています。当社の戦略に合致する投資案件を選定・遂行し、企業価値最大化を図るため、またその進捗を監督していくため、投資・M&Aのスキルを重要視しています。投資テーマの明確化や戦略への適合性判断、投資対象の適正な価値評価、投資実行後のモニタリングや最適な資産入替時期の見極めなどのスキルがこれに該当し、業務執行者（執行役員等）からは一歩離れた立場から投資案件を俯瞰し意見を述べるのが取締役会に期待されると考えています。

IT・DX・テクノロジー

テクノロジーの加速度的発展により社会・産業構造が大きく変化していく中、当社はこの変化に機敏に対応し、変化を先取りした事業の変革、新たなビジネスの創出を行い、価値創造へ繋げていきます。また、事業遂行においてAIなどの新しいデジタルテクノロジーを当社の価値観の下で有効に活用し、当社自身の事業基盤の改革を実現します。これらの意思決定及びその監督を行うため、IT・DX・テクノロジーのスキルを重要視しています。

サステナビリティ

当社では、優先的に取り組むべき重要な課題としてのマテリアリティを特定し、これを経営の根幹に据え、当社の事業が社会に貢献しているかを常に意識しています。社会課題をめぐる長期的な事業環境変化を見通し戦略的に経営資源を配分し、持続可能な社会と当社の持続的成長を実現するサステナビリティ経営を進めており、その実行と監督のため、サステナビリティに関する国際潮流や課題把握等の知見・スキルを重要視しています。

財務・会計

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、成長投資と強固な財務基盤の健全なバランスを保ちながら、中長期的な利益成長と株主還元を増加を目指して取り組んでいます。その実現に向けて適切な意思決定を行うため、また、ステークホルダーに対して当社の取組を正しく伝えるために、正確な財務報告を適時に行う必要があります。これらの実行と監督のため、財務・会計に関する専門的なスキルを重要視しています。

法務・リスクマネジメント

当社が持続的かつ健全に成長するには業績安定・体質強化・信用維持の三点が重要と考えており、この目的のため、商取引や事業投資等の事業機会に伴うリスクを評価、分析し、全社のリスク量を体力（株主資本）の範囲内に収め、リスクに対するリターンを最大化する等、適切なリスクマネジメントを行います。そのために必要な取引・投融資の審査、モニタリングや、コンプライアンス・法務リスク管理を含む各種のリスクマネジメントのスキルを重要視しています。

人事・人材開発

当社は人材を最も重要な経営資本と位置付け、一人ひとりに自律的な成長と自己実現の場を提供し、人材マネジメントサイクルの高度化に取り組むことで、多様な人材と組織のパフォーマンスを最大化し経営戦略を推進すると共に、新たな価値創造に繋げています。とりわけDE&Iを「価値創造、イノベーション、競争力の源泉」と位置付け重要視しています。取締役会においてこれらの重要な決定やその監督を行う観点から、人事・人材開発のスキルを重要視しています。

各取締役・監査役が有するスキル

22ページ～23ページで特定した取締役会全体で備えるべきスキルのうち、各取締役・監査役が現に有するスキルを下表で表示しています。各取締役・監査役のスキルは、その経歴、知識、経験、能力、保有資格、具体的な成果などを総合的に考慮し、各取締役・監査役と協議のうえ、決定しています。

	氏名	地位	知識・経験・能力等（スキル）							
			企業経営	投資・M&A	IT・DX・テクノロジー	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発	
取締役	社内	兵頭 誠之	取締役会長	●	●		●	●	●	●
		南部 智一	取締役副会長	●	●	●		●		●
		上野 真吾	代表取締役社長執行役員	●	●		●			●
		清島 隆之	代表取締役副社長執行役員	●				●	●	●
		諸岡 礼二	代表取締役専務執行役員	●				●	●	
		野中 紀彦	代表取締役専務執行役員	●	●					
	社外	井手 明子	社外取締役	●		●	●			
		御立 尚資	社外取締役	●	●		●		●	●
		高原 豪久	社外取締役	●	●		●			
		朝倉 陽保	社外取締役	●	●			●		
	大槻 奈那	社外取締役		●		●	●			
監査役	社内	御子神 大介	常任監査役(常勤)	●	●	●				●
		坂田 一成	監査役(常勤)	●	●					
	社外	長嶋 由紀子	社外監査役	●	●					●
		稲田 伸夫	社外監査役						●	●
		國井 泰成	社外監査役	●				●		

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要 (注)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

当社は、「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。同原則は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したものであり、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益に適う経営を実現するために、コーポレートガバナンスのより一層の充実に向けて継続的な改善を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

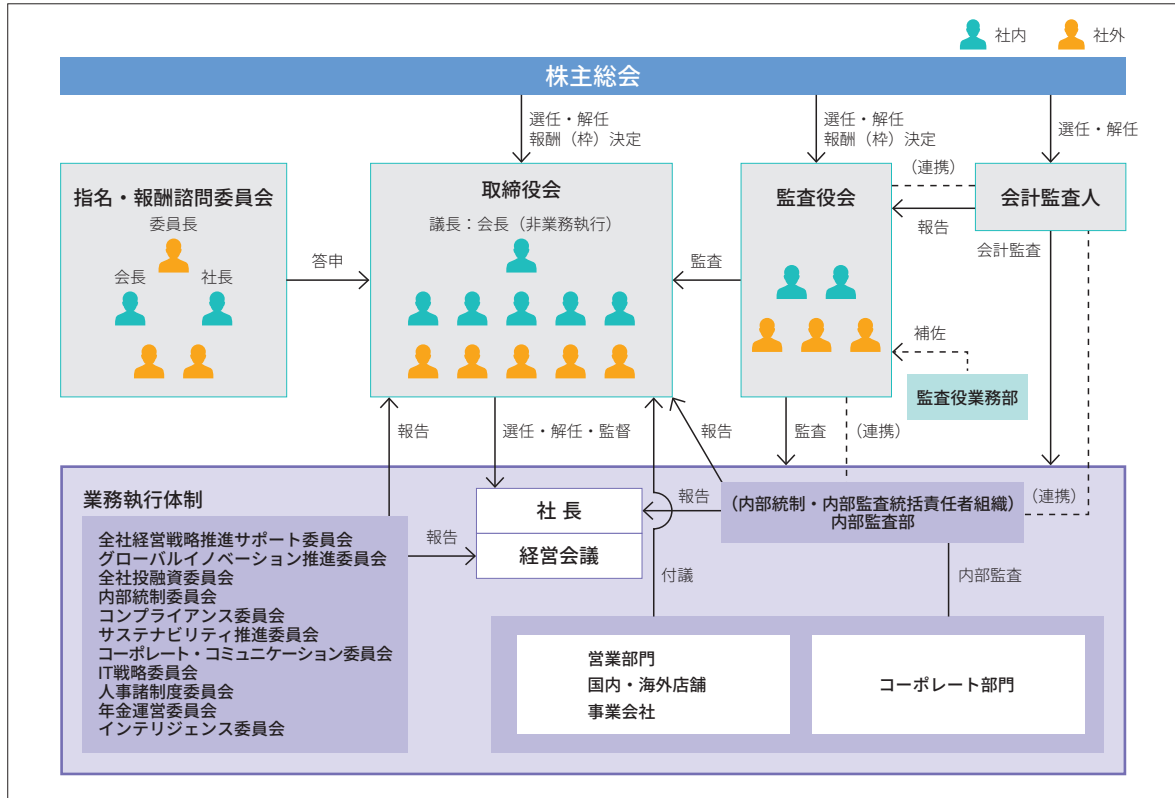
当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営に対する監督・監視機能を確保しています。加えて、執行役員制度の導入・経営会議の設置などにより、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築しています。

当社のコーポレートガバナンス体制の基本的事項は、下表のとおりです。

取締役・ 取締役会	<ul style="list-style-type: none">● 取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保する。● 取締役11名のうち、経験や専門性が異なる社外取締役5名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。● 取締役の任期は1年とする。
監査役・ 監査役会	<ul style="list-style-type: none">● 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成する。● 社内監査役は業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を、社外監査役は法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験をそれぞれ活かし、取締役の職務執行を監査する。● 監査役の任期は4年とする。
社外役員の 独立性	各社外取締役、社外監査役は、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（21ページをご参照）を満たす。
在任期間の 制限	<ul style="list-style-type: none">● 取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年を超えない。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除する。● 社外取締役の在任期間は、原則として6年を超えない。● 社外監査役の在任期間は、原則として8年を超えない。
兼務の制限	相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わない。
取締役会の 議長	取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、経営の監督を行い、日常の業務執行に関与せず、代表権を有しない。
取締役会の 諮問委員会	<ul style="list-style-type: none">● 指名・報酬諮問委員会を設置（委員5名のうち3名が社外取締役で、委員長を社外取締役が務める）● 同委員会は以下を含む事項を検討し、その結果を取締役に答申する。 ①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役及び監査役の指名基準、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む。）、⑤取締役及び監査役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む。）、⑥経営会議構成員の選任、⑦取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠、⑧顧問制度

(注) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2024年3月31日時点の状況を記載しています。

【コーポレートガバナンス体制】



3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役会での審議の充実と監督機能の強化

取締役会は以下のような取組で、その審議を充実させ、監督機能の強化を図っています。

- 経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選するとともに、重点的に議論すべき年間の議題を取締役会メンバーで議論のうえ選定しています。
- 各事業部門の戦略の進捗状況及び課題並びにその対応方針に関する報告を受け、当該課題に焦点を当てて審議しています。また、主要な委員会の活動報告を受けることにより、会社全体の業務執行の状況について定期的にモニタリングしています。
- 取締役会の場以外のオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな経営上の重要事項について自由闊達な議論を行っています。また、取締役会における議論に社外役員が積極的に貢献することを目的として、社外取締役・社外監査役で構成する社外役員会を毎月開催し、活発な討議が行われています。
- 取締役会の開催の都度、社外取締役・監査役に対して、取締役会に付議する案件の内容を事前に説明しています。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による評価及び複数回の討議の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2023年度の実効性評価及びその結果の概要は以下のとおりです。

1. 評価の手法

- (1) 対象者：取締役全員（11名）及び監査役全員（5名）
- (2) 実施方法：2023年11月にアンケート（※）を実施しました。その結果を踏まえ、取締役・監査役で複数回議論し、結果の評価・分析を行うとともに、課題の特定と改善に向けた取組について議論しました。

※アンケートは各取締役・監査役が課題と考えていることを自由に記述する形式を主としています。また、議論を深めるために回答者の課題意識や意見の背景を把握するべく、現状の取締役会で忌憚りの無い意見交換が十分に行われていることを踏まえ、2022年度から記名式としています。

(3) 評価項目：

①取締役会の機能と役割	②取締役会の構成	③議題・アジェンダ	④議論の質・内容
⑤サポート・情報提供	⑥取締役会の諮問委員会	⑦議長の役割発揮	⑧社内取締役の役割発揮
⑨社外取締役の役割発揮	⑩自己評価	⑪監査役への期待	⑫総合評価

- (4) 第三者の補助：アンケートの設問選定などにおいて、第三者（外部コンサルタント）のアドバイスを補助を受けました。

2. 評価結果の概要

アンケートの結果を踏まえて取締役・監査役全員による議論を行い、当社取締役会は、不断の取組によりその運営・機能発揮の水準は年々向上してきており、概ね実効的に機能していると評価しました。主に、次のような議論及び意見がありました。

- 取締役会が発揮すべき機能と役割

【評価結果】 モニタリング機能とマネジメント機能を併せ持つ現在の形が有効に機能していると概ね評価されました。

【課題・今後の取組】 当社の取締役会が担う役割、加えて社外取締役及び執行を兼務する社内取締役それぞれの期待役割についても、各メンバーの認識について意見交換がなされました。議論の結果、取締役会の在り方全般を考える上での基礎となる取締役会の機能と役割について文書化等の方法により再確認を行い、更なる監督機能の強化を図ることとしました。

- 取締役会の構成

【評価結果】 現状、今の体制に大きな問題はないと評価されました。

【課題・今後の取組】 今後の方向性に関し、社外取締役のダイバーシティとスキル、社外／社内取締役の構成及び機関設計等について様々な意見が出されました。取締役会の構成・体制については従来から継続的に議論してきていますが、2024年4月の経営執行体制の見直しも踏まえ、引き続き将来的な在り方について検討していくこととしました。

- 取締役会のアジェンダ設定

【評価結果】 アジェンダは計画的に議論し、適切に設定されていると概ね評価されました。

【課題・今後の取組】 議題を取締役会で議論するに相応しいものに絞り込んでいく案（執行への委任範囲の拡大）について議論がなされました。2024年度以降のアジェンダ設定に関しては、①個別事業戦略よりも全社戦略に重点をシフトすべき、②当社の置かれている状況及び投資家からの声を踏まえて、2024年度からの中期経営計画期間（3か年）で特に取り組む課題（例：全社の成長戦略、事業ポートフォリオの入替、人材育成等）に焦点を絞り集中的に議論すべきとの意見もありました。2024年度はこれらの意見も踏まえつつ、より効果的な議論が行えるようアジェンダ設定を行っていくこととしました。

- 2022年度の実効性評価結果において挙げられた課題に対する2023年度の実績

- ・ より時間をかけて中長期の経営戦略の議論を深めるとの課題に対し、取締役会オフサイト・ミーティングにおいて次期中期経営計画の議論を策定の初期段階から計4回行いました。
- ・ 取締役会の監督機能を強化するため、投融資案件の実施及び処分取締役会への付議タイミングを、事案に応じて従来の取引実行前の時点から本格検討に着手する時点へと早める等の運用の変更を行いました。
- ・ 取締役へのサポート・情報提供の高度化については、2023年度に新たに設置した取締役会と執行側とのコミュニケーションをサポートする専任組織が機能し始めており、議題の論点整理及び付議資料のブラッシュアップにおいて改善が見られると評価されました。

本実効性評価における取締役・監査役の意見や認識した課題を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上に取り組んでいきます。

(2) 監査役体制の強化・充実と監査役監査の実効性の確保

- 監査役会では法定事項の決議等を行うほか、各監査役による活動状況の共有や取締役会付議案件の事前説明を受ける等して、監査役による監査活動の効率化と質的向上を図っています。
- 監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会その他重要な社内会議に出席するほか、各組織の責任者との面談や重要書類の閲覧を行っています。また、子会社の監査役と情報連絡会を実施することに加え、子会社の取締役及び監査役との間で個別面談などを実施しています。

- 監査役は、監査役の機能発揮のため、内部監査部から内部監査計画とその結果について適時に報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な打合せを通じて会計監査活動の把握と情報交換を図るなど、内部監査部及び会計監査人と緊密に連携しています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

- 社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。
- 取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、セミナーやeラーニングなどの機会を提供しています。
- 住友の事業精神及び当社の事業活動への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問するとともに、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。なお、2023年度は、国内1回、海外2回の現場視察に加え、住友関連施設の訪問を実施しました。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

以下のような取組により、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図っています。

① 株主総会に関連した取組

- 株主総会資料へのアクセス方法等を記載した通知書面（書面交付請求をした株主に対しては株主総会資料）を定時株主総会の約3週間前に発送
- 上記発送に先立ち、株主総会資料を英訳と共に当社ウェブサイトに掲載
- 株主からのインターネットによる事前質問を受付
- インターネットによる株主の議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保
- 株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信
- 株主総会の様子を株主総会終了後に当社ウェブサイト上で一定期間、動画配信

② 各種情報の開示

- 決算情報・有価証券報告書・適時開示資料や、会社説明会資料など、投資判断に資する資料を当社ウェブサイト上で、タイムリーに掲載
- 統合報告書及びESGコミュニケーションサイトにおいて、財務情報及び非財務情報を積極的に開示

③ IR・SR活動

- 国内アナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を開催
- 北米、欧州、アジアの株主・機関投資家と個別ミーティングによる対話を継続的に実施（ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や方針等に関する建設的な対話を含む）
- 個人投資家向けには、主要都市での会社説明会に加えて、オンラインでの会社説明会を開催

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>) に詳細な内容を掲載しています。

第4号議案 取締役報酬額の改定の件

当社の取締役の報酬は、取締役（取締役会長及び取締役 副会長並びに社外取締役を除く。）については、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬で、取締役会長及び取締役 副会長については、例月報酬及び株式報酬で構成されており、また、社外取締役については、例月報酬のみとしています。

当社の取締役の報酬額について、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において、例月報酬の総額を「年額6億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億5,000万円以内）」、業績連動賞与の総額を「年額7億5,000万円以内」とご承認いただいています。また、株式報酬については、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において「譲渡制限付業績連動型株式報酬」を導入し、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において、その上限額を「年額11億円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年45万株以内」とご承認いただき、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において、非財務指標を算定指標に追加する等の改定をすることについてご承認いただいています。

今般、新中期経営計画である「中期経営計画2026」で掲げた成長戦略と成果へのコミットメントを更に強化し、より一層、株主の皆様との価値共有を意識した経営を推進することを目的として、報酬制度について見直しを行うことといたしました。具体的には、取締役の株式報酬比率の拡大、これに伴う報酬構成比率の変更及び業績連動賞与制度の変更を行うとともに、当社取締役に求められる役割及び当社業績水準等に相応しい競争力ある報酬水準とするため、独立した外部専門機関による報酬市場調査データ等を基に報酬水準の改定も行うことといたしました。（「当社の役員報酬制度の概要」につきましては、本招集ご通知32～34ページをご参照ください。）

つきましては、取締役の報酬額を改定し、2024年度以降の事業年度に係る取締役の報酬をその種類別に次のとおり定めることといたしたいと存じます。

- ① 例月報酬の総額を年額7億円以内（うち社外取締役の報酬については年額2億円以内）とする。
- ② 業績連動賞与の総額は、現行どおりとし、変更しない（年額7億5,000万円以内）。
- ③ 株式報酬について、報酬の上限額を年額26億円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年60万株以内（ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象となる各取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させる。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整する。）とする。

なお、株式報酬の内容については、報酬の上限額及び発行又は処分する株式総数の上限を除き、現行どおりとし、変更しないものとします。

【本制度に基づき報酬等を支給することが相当である理由】

本制度の改定につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ており、当社が取締役会において決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（その内容の概要は以下【ご参考】に記載のとおり）に沿うものであることから、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、業績連動賞与の対象となる取締役の人数は以下のとおり変更されます。

各報酬の対象となる取締役の人数

報酬等の種類	現在の人数	第2号議案承認可決後の人数
例月報酬	11名 (うち社外取締役は5名)	※変更なし
業績連動賞与	5名 (取締役会長及び社外取締役を除く)	4名 (取締役会長及び取締役 副会長並びに社外取締役を除く)
株式報酬	6名 (社外取締役を除く)	※変更なし

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（概要）

報酬等の種類		各報酬の決定方針の概要
固定	例月報酬	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ毎月定額を支給する。
変動	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役に対して役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給する。 各業務執行取締役の個人評価は、財務指標と非財務指標の両面により行う。
	株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> 株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定める。

(ご参考) 当社の役員報酬制度の概要

本総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の役員報酬制度の概要は以下のとおりです。変更点は「報酬水準及び報酬構成比率の変更」及び「業績連動賞与制度の改定」であり、具体的な変更箇所は下線部のとおりです。なお、株式報酬の制度内容の改定はありません。

役員報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。）

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／ 執行役員	取締役会長 取締役副会長	社外取締役	監査役
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—	—
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	●	—	—

(1) 業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

- 独立した外部専門機関による報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、競争力ある報酬水準及び報酬構成比率を設定
- 中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを更に強化するとともに、より一層、株価及び株主の皆様との価値共有を意識した経営を推進するため、変動報酬のうち譲渡制限付業績連動型株式報酬の比率を拡大
- 当社経営人材の獲得・確保に資する水準とするため、足元の業績と今後目指す業績レベルを踏まえ、今般、業務執行取締役及び執行役員の総報酬水準を見直し
- 本総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合の代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬イメージは以下のとおり

	固定報酬	変動報酬	
	例月報酬	業績連動賞与	譲渡制限付業績連動型 株式報酬
変更前	34%	33%	33%
	計34%	計66%	



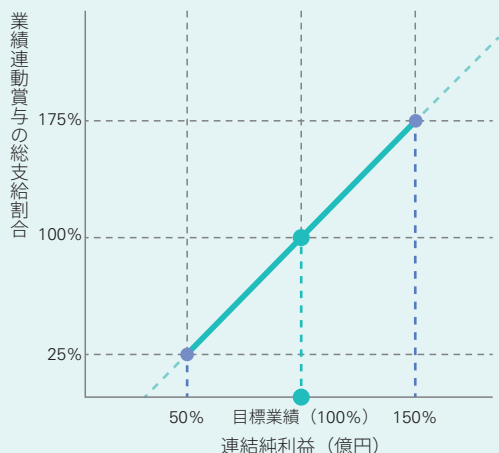
	固定報酬	変動報酬	
	例月報酬	業績連動賞与	譲渡制限付業績連動型 株式報酬
変更後	27%	33%	40%
	計27%	計73%	

※業績連成率、株価成長率及び非財務指標評価が何れも100%の場合に算出したイメージであり、これらの比率の変動に応じて各報酬の構成比率は変動する

(2) 業績連動賞与

- 各年度の通期予想（当期連結純利益）又はROE12%時の当期連結純利益のいずれか高い金額を目標業績として単年度毎に設定し、その達成割合に応じて総支給額を決定
- 業績レンジは、毎年度定める目標業績から±50%の範囲とし、総支給額の水準を目標業績達成時に100%、業績レンジに応じて変動幅を25%～175%となるよう設定
- 業績が当該レンジに収まらなかった場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、別途取締役会にて総支給額を決定
- 各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給
- 各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（戦略事業単位であるStrategic Business Unit（SBU）毎の戦略目標の達成状況を客観的に測る指標（KPI・KAI）の達成状況及び全社重要課題への取組状況等）の両側面により実施
- 個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は50：50とし、非財務指標のうち、全社重要課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity, Equity & Inclusionの推進については、その割合を全体の20%とする
- 株式報酬比率の拡大に伴い、業績連動賞与の算定要素として株価成長率を織り込むことを廃止する

[業績連動賞与の総支給額(イメージ)]



(3) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

- 当社グループの中長期的な企業価値向上と、株主の皆様との価値共有を重視した経営を推進すべく3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて交付株数を計算
- 加えて、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会に関する非財務指標との連動性を高め、重要社会課題の解決に向けた取組をより一層促進すべく、非財務指標（「気候変動問題対応」、「女性活躍推進」、「従業員エンゲージメント」）の評価結果を反映し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付
- 株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とする

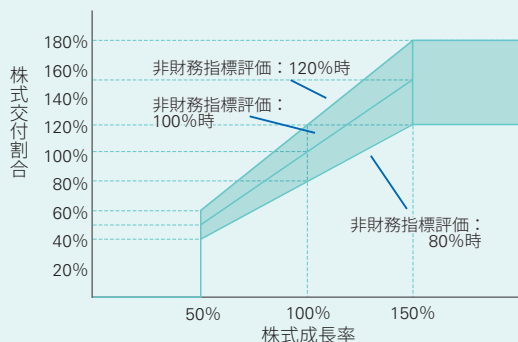
[当社株式成長率及び非財務指標の評価期間（イメージ）]

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
2024年プラン	← 評価期間 →			●株式交付		
2025年プラン		← 評価期間 →			●株式交付	
2026年プラン			← 評価期間 →			●株式交付

[交付株式数の算定方法]

交付株式数＝役位別基準交付株式数×当社株式成長率による株式交付割合(0%～150%)×
非財務指標評価による株式交付割合(80%～120%)

<当社株式成長率及び非財務指標評価による株式交付割合>



I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、総じて緩やかな持ち直しの動きが続きましたが、経済成長のペースは国や地域によってばらつきが見られました。米国は、金融引締め政策が採られたにもかかわらず好調な内需に支えられ、雇用や物価が安定し、経済活動は概ね堅調に推移しました。一方、欧州では物価の騰勢は沈静化したものの、景気は減速局面を迎えました。中国は、不動産問題が依然として景気回復の重しとなり、特に物価は欧米などとは対照的に下落し、デフレが警戒される状況に転じました。

国際情勢は、ロシア・ウクライナ情勢の解決の兆しが見えない状況下で発生したイスラエルとハマスの戦闘により、一段と不確実性が高まりました。この影響で紅海付近を航行する船舶が過激派の攻撃に遭うなど航行の安全が脅かされ、折からのパナマ運河の通行制限と相俟って、海上輸送の一部が大幅な迂回を余儀なくされるなど、混乱が続いています。

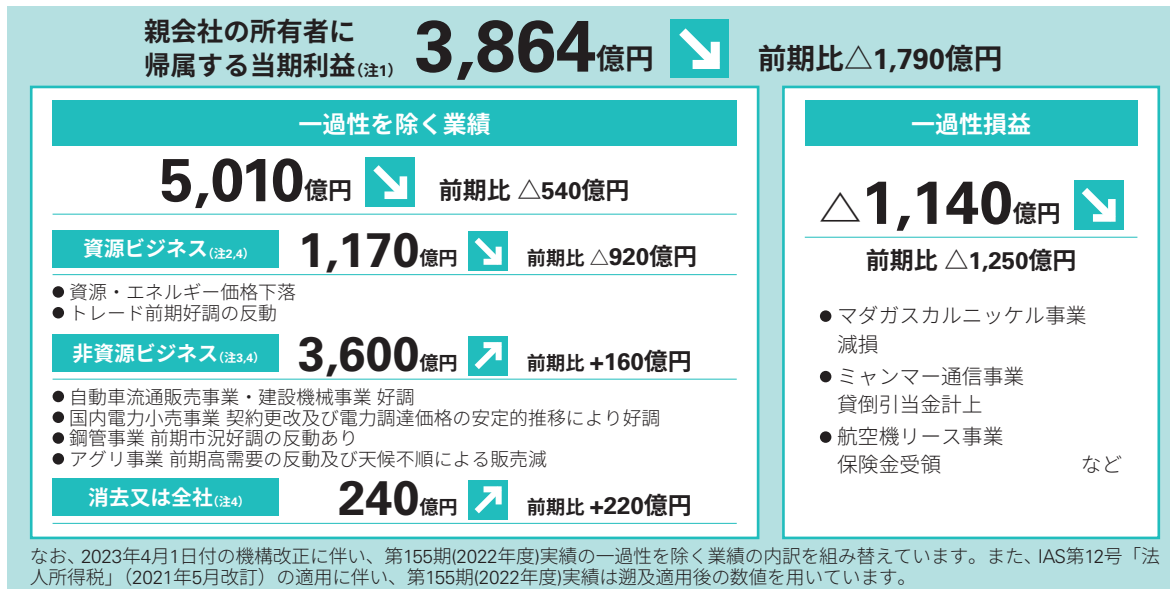
国際商品市況は、エネルギー関連商品では、世界的な暖冬傾向により需給が緩和したことで天然ガスの価格が低位に安定しました。石油では、需要の回復に遅れが見られ、産油国による協調減産の効果が限定的なものに留まったため、価格は安定的に推移しました。一方、中国経済の回復の遅れなどの影響を受け、金属では一服感が強まりました。

国内経済は、一進一退の動きとなりました。緩やかな景気回復が続いてきましたが物価上昇の影響で内需には弱含みの動きも見られました。また一部製造業での生産停止に加え、2024年1月に発生した能登半島地震は経済活動の下押し要因となりました。他方、世界の潮流となっているGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けて、国内でも法整備や財政政策、また資金調達に向けた移行債の発行など環境整備が進展したため、企業の設備投資や研究開発投資を中心とした中長期的な取組が活発になり、経済活動の下支えとなりました。

為替レートは我が国の金融政策が総じて緩和的であったことや米国金融政策の緩和期待が後退したことから再び円安圧力が強まり1ドル＝150円を超えて約34年振りとなる円安になりました。また、緩和的な金融政策や好調な企業業績を背景に平均株価も最高値を更新し、4万円を超える水準まで上昇しました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績



一過性損失を計上した主な案件

セグメント	案件	金額 (億円)	事態及び今後の方針
資源・化学品	マダガスカルニッケル事業減損	約△890	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の不具合等、足元の操業状況を踏まえて生産量の見直しを下方修正するとともに、事業計画を見直し減損を計上。 ・株主として、本事業の社会的意義や当社の責務も踏まえつつ、昨今の市場環境も織り込んで、あらゆる選択肢を俎上に載せて、関係ステークホルダーにとって最適・最良な結果となるような方針を見定める。
メディア・デジタル	ミャンマー通信事業引当	約△350	<ul style="list-style-type: none"> ・ドル建てリース債権の回収遅延により、債権残高の約80%を引当。 ・同債権について、今後も回収努力を継続。
生活・不動産	グローバル青果事業減損	約△140	<ul style="list-style-type: none"> ・商品毎に業績改善策を進めてきており、収益力は着実に改善。 ・グローバル青果事業全体での採算確保の実現に向けて計画中の一部事業の売却を進める。 ・事業計画の見直しにより一部資産の減損を計上。
輸送機・建機	北欧駐車場事業減損	約△120	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行を経た行動様式の変容、高水準のインフレ継続等の事業環境変化を踏まえ、事業計画を見直し減損を計上。 ・業績改善策を打ちながら、あらゆる選択肢を検討中。

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、当社の株主に帰属する純利益を示しています。

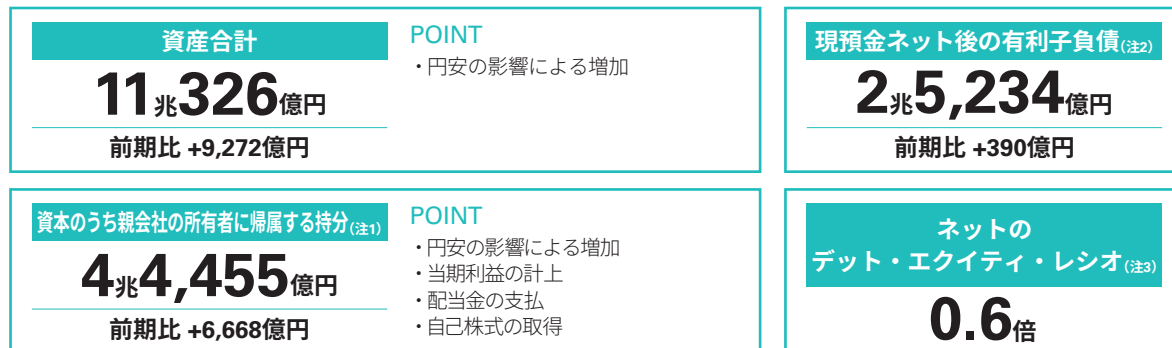
(注2)「資源ビジネス」は、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」の業績の合計です。

(注3)「非資源ビジネス」は、全社計から「資源ビジネス」と「消去又は全社」を差し引いて算出しています。

(注4)「資源ビジネス」、「非資源ビジネス」、「消去又は全社」の金額は一過性を除く業績を表示しています。

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

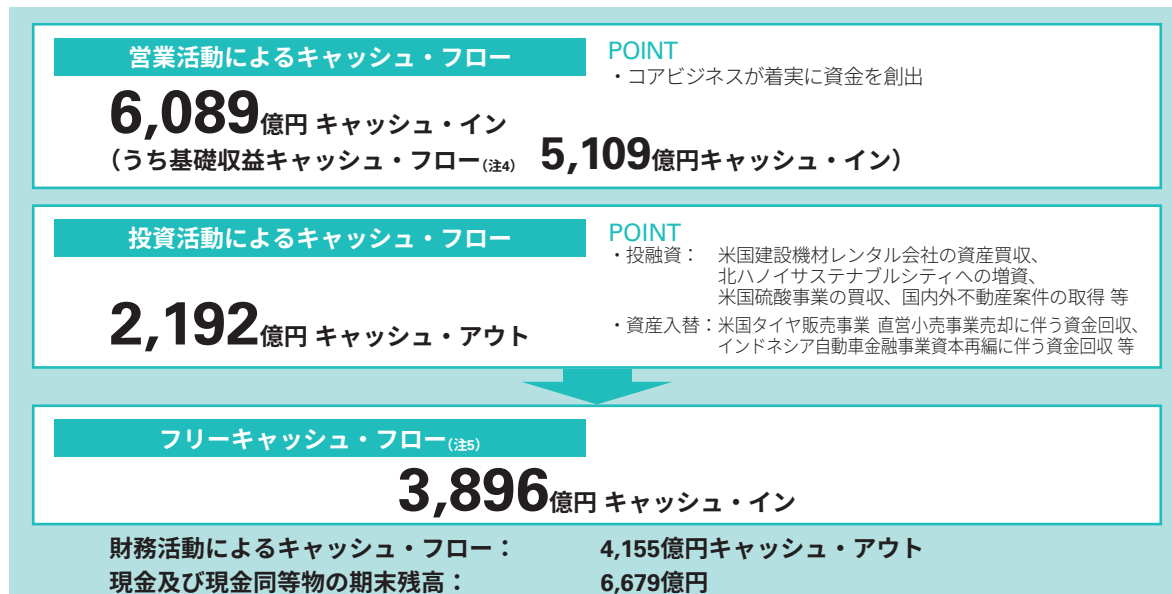


(注1) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち当社の株主に帰属する持分を示しています。

(注2) 「有利子負債」は、社債及び借入金（流動・非流動）の合計であり、リース負債は含まれていません。

(注3) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio) は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(b) キャッシュ・フローの状況



(注4) 「基礎収益キャッシュ・フロー」= (売上総利益+販売費及び一般管理費 (除く貸倒引当金繰入額) + 利息収支 + 受取配当金) × (1-税率) + 持分法投資先からの配当

(注5) 営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計

③ 株主還元

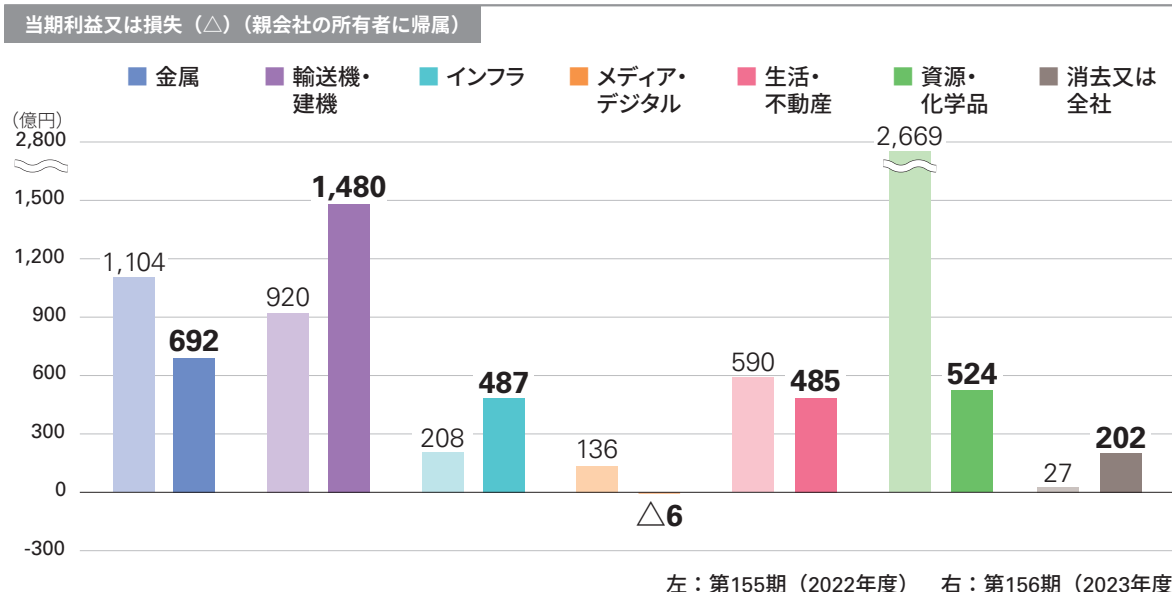
2023年度の株主還元方針については、DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案の上、年間の配当額を決定することとしています。その上で、当期利益実績の30%に相当する部分が上記範囲を超過した場合には、当該超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施することとしています。また、年間配当金は、直前の配当予想額を原則下回らないこととしています。

2023年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が3,864億円となりましたが、上記の株主還元方針に基づき、1株当たり125円としています。中間配当金は62.5円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり62.5円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

なお、2024年度以降の株主還元方針及び2024年度の年間配当金予想額については、後記の「2. 対処すべき課題（5）株主還元方針」に記載のとおりです。

(3) セグメント別の状況

① セグメント別当期利益又は損失



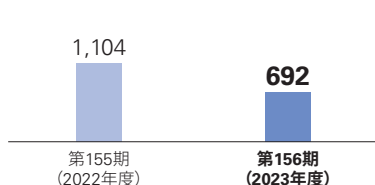
- (注) 1. 上記「当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足上げた額と合計値は必ずしも一致していません。
2. 当社は、2023年4月1日付で、メディア・デジタル事業部門傘下にあったDX推進支援機能を全社組織傘下の組織に移管しました。これに伴い、前期のセグメント別当期利益は、組み替えて表示しています。

② セグメント別の業績概要

金属 事業部門

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



業績概要

- 海外スチールサービスセンター事業 前期北米好調の反動あり
- 鋼管事業 前期市況好調の反動あり
- 前期 鋼管事業 一過性利益あり

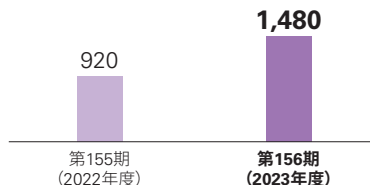
事業概要

- 自動車、造船、鉄道、建築・土木、産業機械、家電・電機及びエネルギーなどの幅広い産業分野で使用される鋼材・鋼管の取引、各種加工及びサービス提供並びにこれらに関する事業

輸送機・建機 事業部門

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



業績概要

- 自動車流通販売事業 好調
- 建設機械事業 好調
- リース事業 堅調
- 航空機リース事業及び米国タイヤ販売事業における一過性利益
- 北欧駐車場事業 減損損失

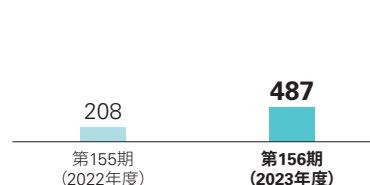
事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業

インフラ 事業部門

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



業績概要

- 国内電力小売事業 契約更改及び電力調達価格の安定的推移により好調
- バーレーン発電・造水事業及び英国水事業における一過性損失

事業概要

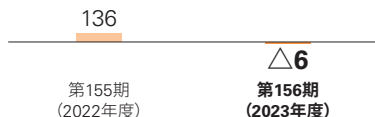
- 水事業、交通輸送インフラ関連事業及び空港・港湾・サステナブルシティ開発事業などの社会インフラ事業
- 再生可能エネルギーを含む国内外のI(W)PP事業^(注1)及び電力EPC事業^(注2)、国内電力小売事業、エネルギーマネジメント事業などの電力インフラ事業
- 総合物流事業、海外工業団地の開発・運営事業並びに各種保険の手配及び保険商品の開発に関する事業などの物流インフラ・保険事業

(注1) Independent (Water and) Power Producer事業の略称です。当社が独立系発電事業者 (Independent Power Producer) として発電設備を所有し、発電した電気を現地の電力会社などに販売する事業をIPP事業といい、このうち、発電時のエネルギーを利用して海水を淡水化し、生活用水を作り出す造水設備の運営を行い、造水した水を現地の水道会社などに販売する事業を (Waterの頭文字を加えて) IWPP事業といいます。

(注2) Engineering, Procurement and Construction事業の略称です。当社が発電所の設計、調達及び建設を一括して請け負う事業をいいます。

メディア・デジタル 事業部門

■ 当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)



業績概要

- 国内主要事業 堅調
- エチオピア通信事業 立ち上げコスト増
- メディア関連 一過性利益
- ミャンマー通信事業 貸倒引当金計上

事業概要

- ケーブルテレビ事業、第5世代移动通信システム(5G)関連事業、多チャンネル番組供給事業、テレビ通販事業及びデジタルメディア関連事業などのメディア事業
- デジタルソリューション事業、グローバルCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)事業^(注1)及びプライベートエクイティ事業^(注2)
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^(注3)

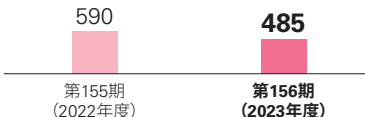
(注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業をいいます。

(注2) 組成又は出資したファンドを通して企業に投資し、投資先企業に対して経営に関する支援を行うことにより同企業の企業価値向上を目指す事業をいいます。

(注3) 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業をいいます。

生活・不動産 事業部門

■ 当期利益 (親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)



業績概要

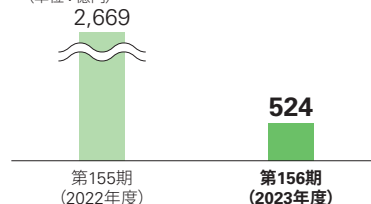
- 不動産事業 前期大口案件の引渡しあり
- 欧米州青果事業 メロン事業は不調も、バナナ事業好調
- グローバル青果事業 減損損失

事業概要

- 食品スーパーなどのリテール事業
- 青果・食肉などの食品及び砂糖などの食品原料の生産・加工・流通事業
- 調剤併設型ドラッグストアなどのヘルスケア事業
- 建材・セメントなどの建設資材関連事業及び総合不動産事業

資源・化学品 事業部門

■ 当期利益 (親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)



業績概要

- 資源・エネルギー価格下落
- 資源・エネルギートレード 前期好調の反動
- アグリ事業 前期高需要の反動及び天候不順による販売減
- マダガスカルニッケル事業 減損損失等

事業概要

- 非鉄金属原料・製品、石炭、鉄鉱石、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 基礎化学品(有機・合成樹脂・無機)、グリーンケミカル、電池用材料・電子材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、農薬、肥料及び動物薬に関する事業

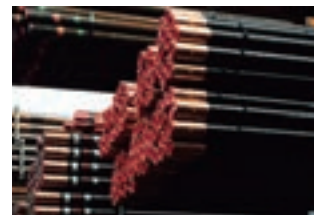
(ご参考) 当社は2024年4月1日付で機構改正を実施しました。機動的な戦略遂行を加速し、飛躍的成長を実現するため、従来の商品・業界を軸とした商品本部制を改め、グローバルベースの戦略を軸に44のSBUに再編し、戦略上で親和性の高いSBUを束ねる9つの営業グループに再編しました。各々の領域で強みを発揮しながら価値創造を実現し、当社の企業価値向上を目指します。



鉄鋼 グループ

事業概要

鋼材・鋼管・輸送機材など、さまざまな鉄鋼製品を取り扱い、グローバルなバリューチェーンを構築して地域と産業の発展に貢献しています。全世界に広がるサプライチェーンや事業を通じて、産業のカーボンニュートラル化を実現すべく、新たな機能及び価値を創造すると共に提供を行っています。



自動車 グループ

事業概要

バリューチェーンを俯瞰し、次世代のモビリティ社会を見据え、自動車完成車・部品、自動二輪車及びタイヤの製造及び販売流通並びにこれらに関連する金融サービス事業をグローバルに展開しています。気候変動緩和・循環型経済の構築に資する事業を通じ、サステナブルなモビリティ社会の実現に取り組んでいます。



輸送機・建機 グループ

事業概要

船舶、航空機、航空宇宙、安全保障及びリース・ファイナンス関連事業並びに建設機械、鉱山機械、農業機械及び産業機械分野における事業を展開しています。時代の流れに対応し、これらの事業を、循環型経済を前提として進化させ、サステナブルな社会インフラの実現に取り組んでいます。



都市総合開発 グループ

事業概要

拠点インフラ（港湾、空港、オフィスビル、物流施設など）、幹線インフラ（上下水道、鉄道、物流など）の構築及びエリア開発（商業施設、住宅、工業団地、サステナブルシティなど）並びにこれらを支えるトレード及びサービス（資機材・設備供給、物流・保険など）の提供を通じて豊かでサステナブルな都市総合開発を推進しています。





メディア・デジタル グループ

事業概要

デジタル、海外通信、高速通信、ケーブルテレビ、メディアコマース・コンテンツ及びグローバルCVC・プライベートエクイティの分野で事業を展開しています。最先端テクノロジーを当社の強みと結びつけることで新たな価値を創造し、社会の高度化に貢献しています。



ライフスタイル グループ

事業概要

「生活者目線で、食と健康に関する社会課題に向き合い、暮らしを楽しくする」というミッションの下、リテイル、食料及びヘルスケアの分野で事業を展開しています。一人ひとりのQOL (Quality of Life) の向上を通じ、豊かでサステナブルな生活に貢献しています。



資源 グループ

事業概要

銅、ニッケル、アルミ、石炭、鉄鉱石などの商材に係る権益の開発・操業・生産、製品の製造・販売及び商品デリバティブの活用等の幅広い機能を提供するトレードビジネスにおいて当社ならではの価値を提供し、日本及び世界の産業の持続可能な発展に貢献し、人々の豊かな未来を創造しています。



化学品・ エレクトロニクス・農業 グループ

事業概要

世界の人口増加に伴う食料安全保障、気候変動問題等に起因する重要社会課題の解決に向けて、基礎化学品・エレクトロニクス・グリーンケミカル・ライフサイエンス・アグリ事業の各分野で新たなバリューチェーンを構築し、世界の人々の豊かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢献しています。



エネルギー トランスフォーメーション グループ

事業概要

安定的かつサステナブルなエネルギーシステムの構築及びカーボンサイクル実現を通じて豊かさや夢にあふれた社会創りに貢献しています。電力インフラ事業基盤の活用、天然ガス・LNGなどのトレード事業の拡大と共に、次世代エネルギー分野における事業開発を加速させ、当社グループのエネルギートランスフォーメーションを牽引しています。



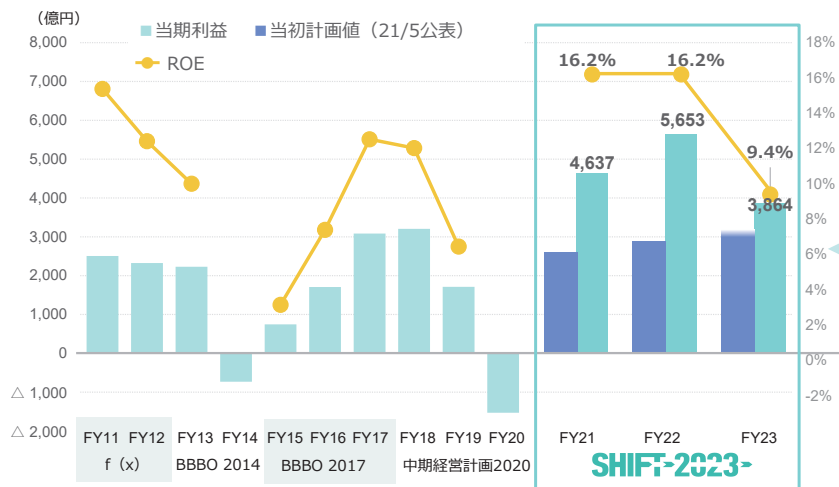
(4) 中期経営計画「SHIFT 2023」の総括

当社は、2021年度から2023年度までの3か年を対象とする「SHIFT 2023」において「事業ポートフォリオのシフト」、「仕組みのシフト」、「経営基盤のシフト」の3つのシフトを着実に実行し、当社事業ポートフォリオの強化に向けて総力をあげて取り組みました。

① 定量計画の成果

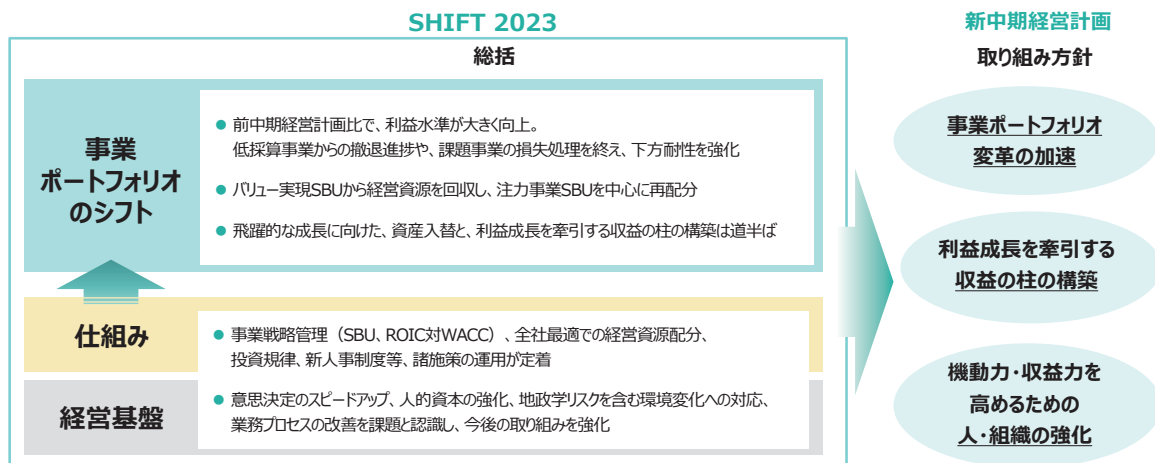
- ・当社の利益水準は前中期経営計画期間と比べて大きく向上し、「SHIFT 2023」開始時に計画値として掲げた水準を超える結果となりました。ROEは2021年度・2022年度ともに16.2%を記録しましたが、2023年度は一過性損失もあったことから9.4%となりました。
- ・3年合計キャッシュ・フローは、一株当たりの配当額の増加や自己株式取得などによって株主還元を充実させつつも、株主還元後フリーキャッシュ・フローの黒字を確保し、財務健全性を維持しました。

当期利益・ROEの推移／当期利益の計画対比



②「SHIFT 2023」における主な取組の総括

- ・「SHIFT 2023」においては、構造改革の遂行により、下方耐性を強化しつつ、収益力を一段レベルアップさせました。
- ・また、気候変動や人権など社会課題に対する中期目標に基づき各Strategic Business Unit(SBU)が戦略的に取り組むとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向けたポートフォリオシフトや人権デュー・ディリジェンスの実施等、サステナビリティ経営を推進しました。
- ・新中期経営計画においては、事業ポートフォリオ変革をより一層加速させます。そのために資産入替を含めた新陳代謝を高め、成長を牽引する収益の柱の構築にこれまで以上に重点的に取り組みます。



2 対処すべき課題

(1) 当社が目指すもの

当社は、当社グループのコーポレートメッセージ「Enriching lives and the world」に込めた「世界を、社会を、人々の暮らしを、より豊かにする」という想いと共に、社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長する企業グループを目指しています。

(2) マテリアリティの更新

「中期経営計画2026」で新たな成長ステージに移るにあたり、社会課題の解決に資する価値創造が当社グループの持続的な成長に繋がるとの観点から、マテリアリティを更新しました。気候変動や生物多様性の喪失など社会課題の一層の深刻化等の外部環境の変化や当社グループの強み、ステークホルダーからの期待も踏まえ、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一層のコミットメントを示すものです。

Enriching lives and the world

**外部環境変化も踏まえ、価値創造の観点からマテリアリティを更新
従前より一歩進んだ中長期のコミットメントとし、
社会課題解決を通じて持続的な成長を実現する**



マテリアリティ毎に設定した長期・中期目標に対してアクションプランを策定・実行し進捗レビューを行うPDCAサイクルを継続することで、社会課題の解決を通じた持続的な成長を実現してまいります。例えば世界全体で取り組むべき喫緊の課題である気候変動問題に関しては、サプライチェーン全体を俯瞰した取組を通じ、社会のカーボンニュートラル化の実現に向けてより一層貢献してまいります。

<ご参考>各マテリアリティの長期・中期目標の詳細につきましては、
当社HPをご参照ください。

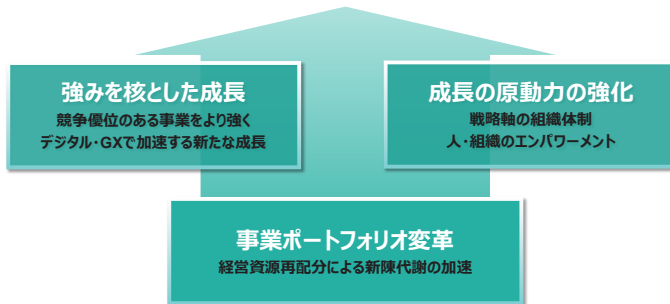


(3) 中期経営計画2026

新しい成長ステージに入る「中期経営計画2026」のテーマは「No.1事業群」です。競争優位を磨き、社会課題解決を通じた飛躍的な成長を実現すべく、「事業ポートフォリオ変革」を加速させます。そのために、「強みを核とした成長」及び「成長の原動力の強化」に重点的に取り組みます。

No.1事業群

競争優位を磨き、社会課題解決を通じた成長を実現

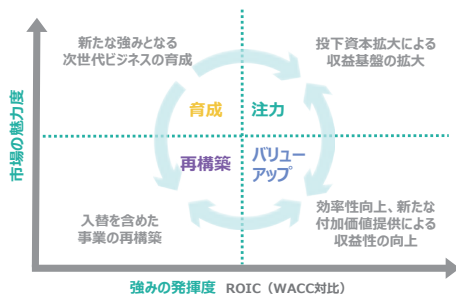


① 事業ポートフォリオ変革

以下の取組を通じて事業ポートフォリオの新陳代謝を加速させることで、成長を実現します。

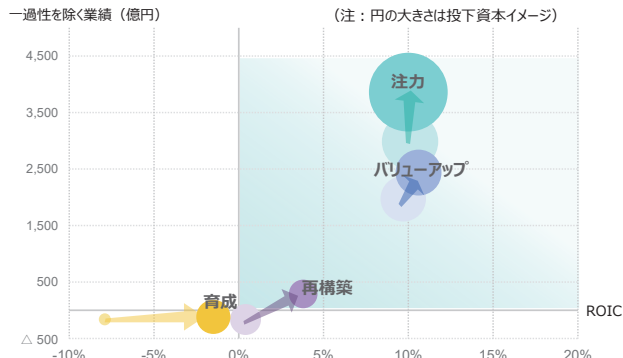
- ・魅力ある市場で強みや競争優位性を発揮できる事業への経営資源（資金・人材）の重点配分
- ・資産入替による経営資源の回収を含む、打ち手と時間軸を定めた低成長事業の再構築
- ・4つの事業戦略分類や事業別の資本コスト対比での事業戦略管理の継続活用

事業戦略分類



※ 従来の戦略4象限の名称を、「シーディング→育成」、「バリュー実現→再構築」に変更

経営資源配分 (FY23→FY26)



② 強みを核とした成長

(a) 競争優位のある事業をより強く

- ・成長事業において長年にわたり蓄積してきた事業経営ノウハウやネットワーク、強固なポジショニング等の強みの磨き上げ
- ・新しい営業グループとして結集したSBU間での連携強化による、成長事業を起点とした産業の枠組を超えた新たな価値創造

(b) デジタルとグリーントランスフォーメーション（GX）で加速する新たな成長

デジタルで加速する新たな成長

- ・デジタルによる、当社事業の強み・競争優位のさらなる強化、及び新たな強みの育成による成長の加速
- ・デジタルによる、経営基盤・業務の変革、及び当社事業の収益拡大と事業創出・変革を実現することでの稼ぐ力の強化

GXで加速する新たな成長

- ・GXによる当社事業の強み・競争優位のさらなる強化
- ・様々な産業分野における、脱炭素・低炭素エネルギー源への転換などに関する、市場形成を含めた収益化までの時間軸も考慮した取組
- ・GXの基盤となるサステナビリティ経営の更なる推進（サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の可視化、人権・自然資本への影響等も統合的に勘案した課題解決の実践）

③ 成長の原動力の強化

(a) 戦略軸の組織体制への移行・見直し

経営会議及び営業組織の体制を以下のとおり見直し、全社最適の視点と営業グループの視点を組み合わせ、強い組織力と総合力を追求していきます。

- ・意思決定の高度化とスピード化のための経営会議の構成メンバー及び決議方法の見直し
- ・戦略に応じた組織構成の最適化及び機動力向上のため、20の営業本部を戦略単位毎に44のSBUに再編し、SBUを束ねる組織として営業グループを設置
- ・営業グループにコーポレート機能の一部を組み込み、より自律性を高める組織運営体制を構築
- ・当社グローバル拠点が一体となって行う、世界各地におけるSBU戦略遂行や収益向上の取組

(b) 人・組織のエンパワーメント

新たな組織体制で価値創造の原動力である人材の力を引き出し、戦略の実行力を強化していきます。具体的には、「事業構想力」、「リーダーシップ」、「スピード」を3つの優先事項として、以下のような様々な施策を実施していきます。

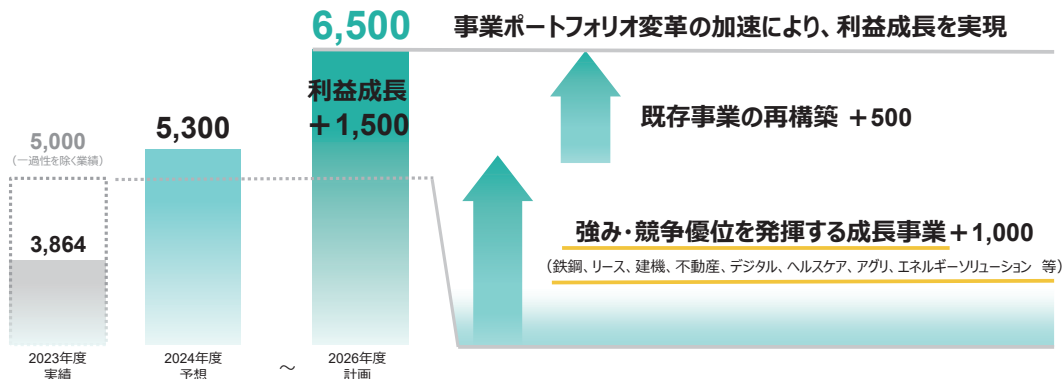
- ・求める人材要件の明確化を起点としたタレントマネジメント
- ・権限委譲を伴うラインマネージャーエンパワーメント
- ・リーダーが率先するオープンでフラットなコミュニケーション

(4) 定量計画

利益計画

「中期経営計画2026」の期間においては、ROE12%以上を維持しつつ、競争優位を発揮する成長事業を伸ばすことで、2024年度は5,300億円、2026年度は6,500億円の当期利益の実現を目指します。

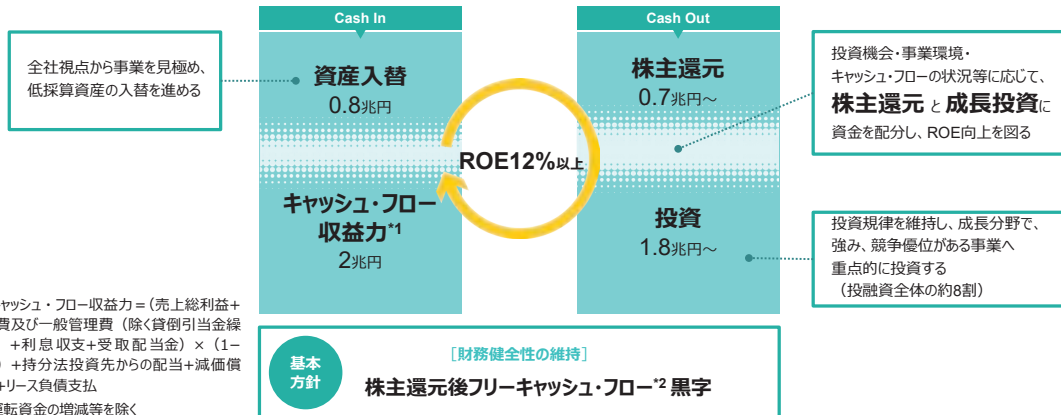
当期利益（親会社の所有者に帰属） 単位：億円



キャッシュ・フロー計画

資産入替とキャッシュ・フロー収益力向上により2.8兆円のキャッシュを創出し、財務健全性を維持しながら、創出したキャッシュを成長投資と株主還元適切に配分してROEの向上を図ります。

キャッシュ・フローアロケーション (3年合計)



(5) 株主還元方針

新たな株主還元方針

「中期経営計画2026」以降の株主還元方針については、「SHIFT 2023」を通じて実現した基礎的な収益力の向上、継続的な財務基盤の強化、持続的成長のための投資資金の確保などの要素を総合的に勘案し、以下のとおりとしました。

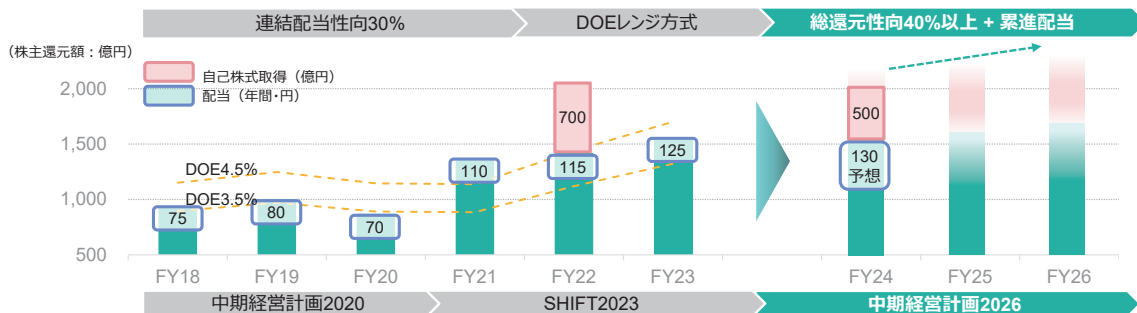
- ・総還元性向を40%以上として、配当及び柔軟かつ機動的な自己株式取得を実施
- ・累進配当^(注)により、配当の更なる安定性向上及び利益成長に応じた増配を目指す

2024年度の株主還元

本方針に基づき、2024年度の年間配当金は前期比5円増配となる1株当たり130円とする予定です。

また、2024年5月2日開催の取締役会において、500億円を上限とする自己株式の取得（取得期間：2024年5月7日～2024年7月19日）を決定しました。これにより取得する全株式を、2024年8月28日に消却する予定です。

今後も、持続的な利益成長及び更なる収益基盤の強化に努めることで、株主還元の充実を図り、株主価値の向上を目指します。



「中期経営計画2026」を推進し、持続的な企業価値向上を目指して、様々な変革に取り組んでいきます。株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

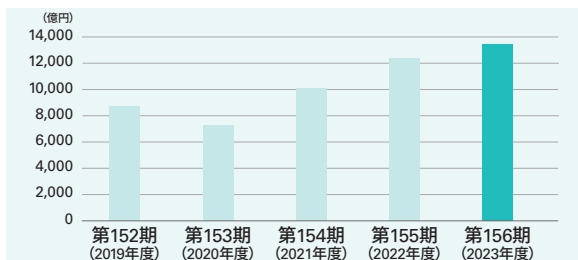
(注) 1株当たり年間配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うことを指します。

3 財産及び損益の状況

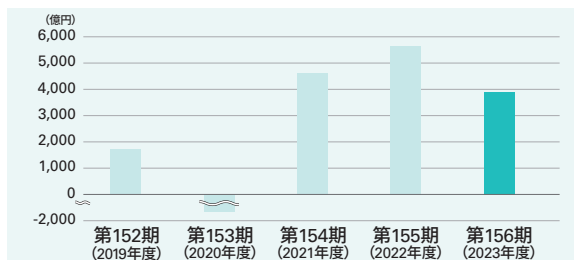
区 分	国際会計基準				
	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	第156期 (2023年度)
収益 (億円)	52,998	46,451	54,950	68,179	69,103
売上総利益 (億円)	8,737	7,295	10,096	12,348	13,425
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	1,714	△ 1,531	4,637	5,653	3,864
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	137.18	△ 122.42	370.79	452.63	315.87
総資産額 (億円)	81,286	80,800	95,822	101,054	110,326
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	25,441	25,280	31,978	37,787	44,455
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,036.48	2,022.83	2,558.24	3,061.92	3,638.06
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	6.4	△ 6.0	16.2	16.2	9.4
総資産当期利益率 (ROA) (%)	2.1	△ 1.9	5.3	5.7	3.7
親会社所有者帰属持分比率 (%)	31.3	31.3	33.4	37.4	40.3
有利子負債 (ネット) (億円)	24,688	23,004	22,737	24,844	25,234
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6

- (注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
 2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。
 3. 第156期よりIAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂) を適用しています。これに伴い、第155期について遡及適用後の数値を表示しています。

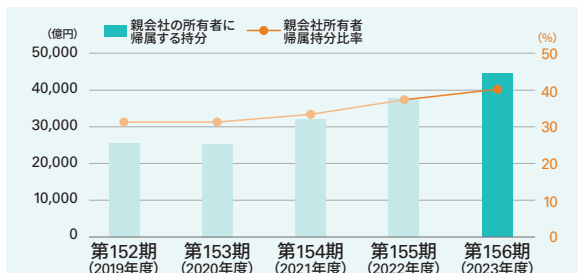
売上総利益



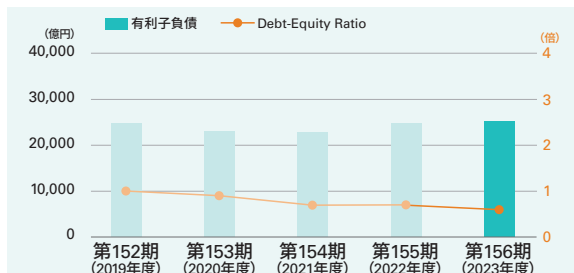
当期利益又は損失 (△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 国内

当 社 本 店	東京都千代田区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	4か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店
国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キーウ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所22か所があります。

海外独立法人	36法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、 欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、 中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、 アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、 上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外独立法人36法人が有する本・支店等は83か所です。

6 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

セグメント	■ 金属	■ 輸送機・建機	■ インフラ	■ メディア・デジタル	■ 生活・不動産	■ 資源・化学品	その他	合計
従業員数	5,340名	22,194名	3,479名	16,844名	18,641名	9,838名	3,356名	79,692名 (対前期末1,457名増)

(注) 上記「その他」には、エネルギーイノベーション・イニシアチブ (EII) の業務に従事している従業員が含まれています。

(2) 当社の従業員数

合計 5,152名 (対前期末71名減)

(注) この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員132名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区分	国際会計基準			
	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	第156期 (2023年度)
連結子会社	662社	637社	636社	633社
持分法適用会社	273社	256社	250社	251社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
■ 金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内・貿易取引及びその関連事業
■ 輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
■ インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
■ メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	JCOM株式会社 (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
■ 生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
■ 資源・化学品	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
	住友商事ケミカル株式会社 (子)	化学品・電子材料の国内・貿易取引
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	201,632
株式会社日本政策投資銀行	160,010
株式会社三井住友銀行	134,000
三井住友信託銀行株式会社	99,649
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
日本生命保険相互会社	82,888
株式会社みずほ銀行	80,000
信金中央金庫	65,000
農林中央金庫	60,000
その他	702,188
当社単体借入金合計	1,759,367
連結子会社借入金合計	835,474
連結借入金合計	2,594,841

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行又は株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするシンジケートローンが合計で25,000百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

- 2023年 6月 第63回円建無担保社債 100億円 (2033年 6月満期 年利0.840%)
- 2023年 9月 第64回円建無担保社債 100億円 (2033年 9月満期 年利1.012%)
- 2023年11月 第65回円建無担保社債 200億円 (2028年11月満期 年利0.648%)
- 2023年11月 第66回円建無担保社債 100億円 (2030年11月満期 年利0.973%)
- 2024年 2月 第67回円建無担保社債 100億円 (2034年 2月満期 年利1.025%)

連結子会社

SCSK株式会社において発行した100億円の無担保社債

10 設備投資についての状況

生活・不動産事業部門において、国内のオフィスビルを取得しました。

II. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

発行可能株式総数 2,000,000,000株

発行済株式の総数 1,223,082,867株 (対前期末28,489,000株減/自己株式1,143,723株を含む)

(注) 発行済株式の総数の減少は、2023年6月2日付及び2023年7月24日付で自己株式を消却したこと (△28,746,200株) 並びに2023年8月17日付で業績連動型株式報酬として普通株式を発行したこと (257,200株) によるものです。

株主数 287,634名 (対前期末27,957名増)

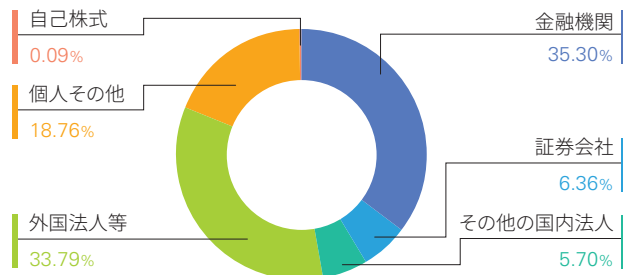
単元株式数 100株

大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	200,965	16.45
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	113,294	9.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	66,522	5.44
住友生命保険相互会社	30,855	2.53
JPモルガン証券株式会社	21,477	1.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	20,338	1.66
JP MORGAN CHASE BANK 385781	15,036	1.23
三井住友海上火災保険株式会社	15,000	1.23
日本生命保険相互会社	14,879	1.22
JP MORGAN CHASE BANK 385632	12,290	1.01

(注) 持株比率は、自己株式を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 89,600株	6名

(注) 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付された株式はありません。

その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のとおり自己株式を取得し、その全数を消却しました。

取締役会決議日	2023年2月6日	2023年5月9日
取得した株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得した株式の総数	21,268,200株	7,478,000株
株式の取得価額の総額	49,999,766,200円	19,999,913,350円
取得期間	2023年2月7日～2023年4月28日	2023年5月10日～2023年6月9日
取得方法	東京証券取引所における市場買付	東京証券取引所における市場買付
取得した株式の消却日	2023年6月2日	2023年7月24日

また、当社は、2024年5月2日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しました。取得する自己株式の全数について、同取締役会決議に基づき、2024年8月28日に消却する予定です。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	1,900万株を上限とする
株式の取得価額の総額	500億円を上限とする
取得期間	2024年5月7日～2024年7月19日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

III. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会／監査役会への出席状況
中村 邦晴	取締役会長	日本電気株式会社 社外取締役 信越化学工業株式会社 社外取締役	取締役会
			17回中17回(100%)
兵頭 誠之	代表取締役 社長執行役員	CEO	取締役会
			17回中17回(100%)
上野 真吾	代表取締役 副社長執行役員	(金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌)	取締役会 ^{*12}
			14回中14回(100%)
清島 隆之	代表取締役 副社長執行役員	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO ^{*8}	取締役会
			17回中17回(100%)
諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO	取締役会
			17回中17回(100%)
東野 博一	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 企画担当役員 CSO ^{*9}	取締役会
			17回中17回(100%)
岩田 喜美枝 ^{*3}	社外取締役 ^{*1}	株式会社りそなホールディングス ^{*10} 社外取締役 味の素株式会社 ^{*10} 社外取締役	取締役会
			17回中16回(94.1%)
<p>主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、気候変動への対応や人材戦略など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>			
山崎 恒 ^{*4}	社外取締役 ^{*1}	弁護士 株式会社かんぽ生命保険 ^{*10} 社外取締役	取締役会
			17回中17回(100%)
<p>主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、法務や人権問題への対応など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>			

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会／監査役会への出席状況	
井手 明子	社外取締役*1	東北電力株式会社*11 社外取締役（監査等委員）	取締役会	
			17回中17回(100%)	
主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要				
<p>主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や内部統制など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>				
御立 尚資	社外取締役*1	楽天グループ株式会社*10 社外取締役 DMG森精機株式会社*10 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社*10 社外取締役	取締役会	
			17回中17回(100%)	
主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要				
<p>主に米国大手経営コンサルティング会社での経験や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営や統合型リスク管理等に關する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略や事業ポートフォリオのあり方など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>				
高原 豪久	社外取締役*1	ユニ・チャーム株式会社*11 代表取締役 社長執行役員 野村ホールディングス株式会社*10 社外取締役	取締役会*12	
			14回中14回(100%)	
主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要				
<p>主に大手消費財メーカーの経営者や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略やリスク管理など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>				
御子神 大介	常任監査役 (常勤)		取締役会*12	監査役会*12
			14回中14回(100%)	11回中11回(100%)
坂田 一成	監査役 (常勤)		取締役会	監査役会
			17回中17回(100%)	16回中16回(100%)
永井 敏雄*5	社外監査役*2	弁護士	取締役会	監査役会
			17回中17回(100%)	16回中16回(100%)
主な活動状況				
<p>主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。</p>				

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会／監査役会への出席状況	
			取締役会	監査役会
加藤 義孝 ^{*6,7}	社外監査役 ^{*2}	公認会計士 住友化学株式会社 ^{*11} 社外監査役	17回中17回(100%)	16回中16回(100%)
			主な活動状況 主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。	
長嶋 由紀子	社外監査役 ^{*2}	株式会社リクルートホールディングス ^{*10} 常勤監査役 株式会社リクルート ^{*11} 常勤監査役 日本たばこ産業株式会社 ^{*10} 社外取締役	17回中17回(100%)	16回中16回(100%)
			主な活動状況 主に大手企業（持株会社）の常勤監査役やグループ会社の経営者としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。	

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（21ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（21ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3 岩田喜美枝氏は、2023年10月14日をもって東京都*10の監査委員を退任しています。
4. *4 山崎恒氏は、2023年7月28日をもって全国農業協同組合連合会*11の経営管理委員を退任しています。
5. *5 永井敏雄氏は、2023年6月27日をもって東レ株式会社*11の社外監査役を退任しています。
6. *6 加藤義孝氏は、2023年6月29日をもって三井不動産株式会社*10の社外監査役を退任しています。
7. *7 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. *8 CAO : Chief Administration Officer, CCO : Chief Compliance Officer
9. *9 CSO : Chief Strategy Officer
10. *10 東京都、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、株式会社かんぽ生命保険、楽天グループ株式会社、DMG森精機株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、野村ホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、株式会社リクルートホールディングス、日本たばこ産業株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
11. *11 全国農業協同組合連合会、東北電力株式会社、東レ株式会社、住友化学株式会社、株式会社リクルートは、当社の取引先です。また、当社は、ユニ・チャーム株式会社と共同でThe Hartz Mountain Corporationに出資しており、当該出資に当たりユニ・チャーム株式会社との間で株主間契約を締結しています。
12. *12 上野真吾氏、高原豪久氏、御子神大介氏の取締役会/監査役会への出席状況並びに高原豪久氏の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要については、2023年6月23日就任以降のものを記載しています。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳					
			例月報酬	業績連動賞与	旧制度 (2021年6月以前)	新制度 (2021年6月以降)		
					業績連動型 株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット)	譲渡制限付業績連動型株式報酬		
					2022年6月以前	2022年6月以降		
取締役	社内取締役	7名	1,771百万円	442百万円	472百万円	107百万円	196百万円	554百万円
	社外取締役	6名	107百万円	107百万円	—	—	—	—
	合計	13名	1,878百万円	550百万円	472百万円	107百万円	196百万円	554百万円
	報酬等の上限額等 (年額/年間総数)	—	—	600百万円以内 (社外取締役に つき150百万円 以内) ^{※1}	750百万円 以内 ^{※2}	430百万円/ 18万株以内 ^{※3}	650百万円/ 30万株以内 ^{※4}	1,100百万円/ 45万株以内 ^{※5}
監査役	社内監査役	3名	91百万円	91百万円	—	—	—	—
	社外監査役	3名	61百万円	61百万円	—	—	—	—
	合計	6名	153百万円	153百万円	—	—	—	—
	報酬等の上限額 (年額)	—	—	180百万円以内 ^{※6}	—	—	—	—

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、以下のとおり過去の株主総会において決議されています。

	株主総会決議がなされた日	当該決議に係るその時点の役員の数
※1	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	取締役11名 (うち社外取締役5名)
※2	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※3	第150期定時株主総会 (2018年6月22日)	社外取締役を除く取締役6名
※4	第153期定時株主総会 (2021年6月18日)	社外取締役を除く取締役6名
※5	第154期定時株主総会 (2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※6	第145期定時株主総会 (2013年6月21日)	監査役5名 (うち社外監査役3名)

2. 当期末現在の人員数は、取締役11名 (うち社外取締役5名)、監査役5名 (うち社外監査役3名) です。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 「業績連動賞与」は、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において決議された上限額の範囲内で、取締役会にて決定された算出方法に基づき算出した金額の上限額を記載しています。
5. 「旧制度」は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を指します。なお、旧制度に基づく譲渡制限付株式報酬は当事業年度において支給されていません。
6. 「新制度」は、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会決議により、旧制度における譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型報酬制度を一本化して導入された、譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を指します。
7. 「業績連動型株式報酬」の金額は、旧制度のもとで当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
8. 「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の金額は、新制度のもとで2024年、2025年及び2026年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
9. 取締役の業績連動報酬等 (業績連動賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は1,328百万円、非金銭報酬等 (業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は856百万円です。
10. 取締役及び監査役の報酬等の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、各内訳を足し合わせた額と合計値は必ずしも一致していません。

3 当社の役員報酬制度の概要

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。その概要は、以下のとおりです。

①報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役	取締役会長 取締役 副会長	社外取締役
固定	例月報酬	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—
	株式報酬	●	●	—

②各報酬の水準及び割合

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠な優秀な人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値等に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定します。

③各報酬の決定方針及び決定方法

○各報酬の決定方針：以下のとおり

○各報酬の決定方法：株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役に答申。その他の決定方法については以下のとおり。

		各報酬の決定方針	各報酬の決定方法
固	例月報酬	上記水準により、毎月定額を支給する。	—
変	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役に対しての支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給する。 各業務執行取締役の個人評価は、財務指標と非財務指標の両面により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る一定範囲の業績管理指標等の想定値を設定し、業績管理指標等の実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会にて決定する。 当該事業年度終了後に、取締役会から委任を受けた代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲内で個人別賞与額を算出する。 個人評価の決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告する。
	株式報酬	株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定める。	<ul style="list-style-type: none"> 指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、複数の事業年度に係る指標等の実績に応じて株式報酬を算出する株式報酬フォーミュラを最初の事業年度の取締役会にて決定する。 各事業年度中に、取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会（社外取締役、取締役会長及び代表取締役 社長執行役員 CEOにより構成）が当該フォーミュラの指標のうち非財務指標の当該事業年度に係る評価を決定し、その決定内容を取締役に報告する。

④報酬内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にてその内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 当事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

① 業績連動賞与

- ・経営戦略との関連性を強化する観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」において重視する業績管理指標である、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フロー及び当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて総支給額を決定。
- ・各業務執行取締役には、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給。
- ・各業務執行取締役の個人評価は、財務指標と非財務指標の両面により実施。
- ・業績連動賞与の算定の基礎として選定した業績指標の実績（2023年度の実績）は以下の表のとおり。

	実績
連結純利益	3,864億円
基礎収益キャッシュ・フロー	5,109億円
株価成長率	120%

- ・当事業年度終了後に代表取締役 社長執行役員 CEO（上野真吾氏）が各業務執行取締役との面談を経て決定した個人評価を踏まえ、2023年度の業績連動賞与を支給（2024年6月支給）。
- ・代表取締役 社長執行役員 CEOは、業務執行を統括する立場から俯瞰的に各業務執行取締役の個人評価を決定できるため、当該決定を代表取締役 社長執行役員 CEOに委任している。また、適切な決定を担保するため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告する。

② 株式報酬

- ・当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、2018年に、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して役位に応じて決定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する譲渡制限付株式報酬制度（以下「旧制度①（譲渡制限付株式報酬）」という。）とともに、業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度②（業績連動型株式報酬）」という。）を導入し、対象取締役に対して、各年の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）における役務提供の対価として、役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間（以下「評価期間」という。）における当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合をいう。以下同じ。）に応じて算定された数の当社普通株式を交付することとしている。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度②（業績連動型株式報酬）に基づき当該定時株主総会終結以後に退任する対象取締役に交付する当社普通株式に、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役に定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間譲渡制限を設定することの承認を得ている。

- ・2023年6月末日に旧制度②（業績連動型株式報酬）の評価期間（2020年6月1日から2023年6月末日まで）が終了したことから、当該評価期間における当社株式成長率（178.4%）を踏まえ、対象取締役6名に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式89,600株を発行し、割り当てた。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度①（譲渡制限付株式報酬）及び旧制度②（業績連動型株式報酬）を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」という。）を導入。対象取締役に対して、役務提供期間における役務提供の対価として、評価期間における当社株式成長率（※1：2023年6月に評価期間が開始する株式報酬からは配当を含めずに算定）及び非財務指標の評価（※2：2023年6月に評価期間が開始する株式報酬より追加）（※1及び※2につき2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において承認）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとしている。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としている。
- ・なお、新制度の最初の評価期間の終了は2024年6月末日となるため、新制度に係る当社株式成長率の実績はない。

4 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社等の全部又は一部の取締役、監査役及び執行役員等（以下「役員等」という。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。ただし、役員等が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しています。

6 執行役員の氏名等 (2024年4月1日現在)

会社における地位	氏名	会社における担当
社長執行役員 ^{*1}	上野 真吾	CEO
副社長執行役員 ^{*1}	清島 隆之	(企画グループ、サステナビリティ・DE&I推進グループ及び人材・総務・法務グループ管掌)
専務執行役員 ^{*1}	諸岡 礼二	財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO
専務執行役員	竹田 光宏	財務・経理・リスクマネジメントグループ長補佐 (リスクマネジメント担当)
専務執行役員 ^{*2}	東野 博一	アジア大洋州総支配人
専務執行役員	犬伏 勝也	鉄鋼グループCEO
専務執行役員	野中 紀彦	自動車グループCEO
専務執行役員	加藤 真一 ^{*4}	社長付、米州住友商事会社、TBC Corporation President & CEO
常務執行役員	中村 家久	メディア・デジタルグループCEO補佐
常務執行役員	向田 良徳	財務・経理・リスクマネジメントグループ長補佐 (財務担当)
常務執行役員	和田 知徳	米州総支配人
常務執行役員	森 肇	中東・アフリカ総支配人
常務執行役員	本多 之仁	都市総合開発グループCEO
常務執行役員	為田 耕太郎	ライフスタイルグループCEO
常務執行役員	有友 晴彦	東アジア総代表
常務執行役員	吉田 伸弘	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	小池 浩之	欧州総支配人
常務執行役員	住田 孝之	企画グループ長 CSO
常務執行役員	麻生 浩司	エネルギートランスフォーメーショングループCEO
常務執行役員	佐藤 仁彦	内部統制・内部監査グループ長
常務執行役員	江田 麻季子	サステナビリティ・DE&I推進グループ長、人材・総務・法務グループ長 CSDEIO ^{*5} ・CAO・CCO
常務執行役員	上野 忠之	JCOM株式会社 取締役 副社長執行役員
常務執行役員	吉田 安宏	人材・総務・法務副グループ長
常務執行役員	辛島 裕	アジア大洋州副総支配人、アジア大洋州住友商事グループ アジア大洋州住友商事会社
執行役員	渡辺 一正	メディア・コマース&コンテンツSBU長
執行役員	横濱 雅彦	鉄鋼グループCFO
執行役員	竹野 浩樹	リテイルSBU長

会社における地位	氏名	会社における担当
執行役員	日下 貴雄	輸送機・建機グループCEO
執行役員	村田 大明	都市総合開発グループ副グループCEO
執行役員	富田 亜紀	人材・総務・法務グループ長補佐（総務・法務担当）
執行役員	岩波 剛太	国内担当役員補佐、中部支社長
執行役員	米津 暢康	インドネシアエネルギーソリューションSBU長、アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ インドネシア住友商事会社社長
執行役員	北島 誠二	エネルギーイノベーション・イニシアチブSBU長
執行役員	竹中 英介	経営企画部長
執行役員	巽 達志	DX・ITグループ長 CDO・CIO ^{*6}
執行役員	荒牧 俊一	デジタルSBU長
執行役員	中澤 佳子	人材・総務・法務グループ長補佐（人事担当）
執行役員 ^{*3}	辻垣 卓也	化学品・エレクトロニクス・農業グループCEO
執行役員 ^{*3}	堀 健太郎	化学品・エレクトロニクス・農業グループCFO
執行役員 ^{*3}	阿波 一志	メディア・デジタルグループCFO
執行役員 ^{*3}	矢崎 耕一郎	資源グループCEO
執行役員 ^{*3}	遠藤 宏治	ガスバリューチェーンSBU長、エネルギーイノベーション・イニシアチブ副SBU長

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、取締役ですが、2024年6月21日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。
3. *3は、2024年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
4. *4は、2024年5月1日付でメディア・デジタルグループCEOに就任しています。
5. *5 CSDEIO: Chief Sustainability, DE&I Officer
6. *6 CDO: Chief Digital Officer、CIO: Chief Information Officer

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 [国際会計基準により作成]

科目	第156期 (2024年3月31日現在)	第155期(ご参考) (2023年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	5,235,704	4,872,957
現金及び現金同等物	667,852	656,859
定期預金	10,447	10,783
有価証券	12,896	1,741
営業債権及びその他の債権	1,863,238	1,678,995
契約資産	421,480	426,369
その他の金融資産	176,934	123,827
棚卸資産	1,486,770	1,390,559
前渡金	131,137	135,177
売却目的保有資産	7,058	6,574
その他の流動資産	457,892	442,073
非流動資産	5,796,879	5,232,423
持分法で会計処理されている投資	2,857,899	2,641,716
その他の投資	485,540	388,767
営業債権及びその他の債権	201,356	207,201
その他の金融資産	228,372	190,736
有形固定資産	1,152,019	1,046,316
無形資産	349,829	284,790
投資不動産	361,774	346,355
生物資産	39,635	36,891
繰延税金資産	47,055	30,706
その他の非流動資産	73,400	58,945
資産合計	11,032,583	10,105,380

科目	第156期 (2024年3月31日現在)	第155期(ご参考) (2023年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	3,140,583	2,965,155
社債及び借入金	745,186	685,356
営業債務及びその他の債務	1,713,936	1,648,976
リース負債	77,651	76,058
その他の金融負債	139,118	119,170
未払法人所得税	46,068	48,060
未払費用	147,383	137,190
契約負債	133,999	119,603
引当金	24,689	12,152
売却目的保有資産に関わる負債	—	5,487
その他の流動負債	112,553	113,103
非流動負債	3,219,696	3,163,638
社債及び借入金	2,456,547	2,466,733
営業債務及びその他の債務	50,796	57,575
リース負債	427,457	421,759
その他の金融負債	60,245	57,243
退職給付に係る負債	23,644	21,841
引当金	42,839	39,996
繰延税金負債	158,168	98,491
負債合計	6,360,279	6,128,793
(資本の部)		
資本	4,672,304	3,976,587
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,445,494	3,778,693
資本金	220,423	220,047
資本剰余金	252,709	254,114
自己株式	△ 2,733	△ 39,563
その他の資本の構成要素	1,077,039	637,538
利益剰余金	2,898,056	2,706,557
非支配持分	226,810	197,894
負債及び資本合計	11,032,583	10,105,380

連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第156期	第155期(ご参考)
	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	6,223,423	6,238,706
サービス及びその他の販売に係る収益	686,879	579,166
収益合計	6,910,302	6,817,872
原価:		
商品販売に係る原価	△5,228,493	△5,278,970
サービス及びその他の販売に係る原価	△339,321	△304,150
原価合計	△5,567,814	△5,583,120
売上総利益	1,342,488	1,234,752
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△927,594	△811,737
固定資産評価損益	△37,412	△6,861
固定資産売却損益	6,752	20,152
その他の損益	△30,031	△3,241
その他の収益・費用合計	△988,285	△801,687
金融収益及び金融費用:		
受取利息	72,014	48,340
支払利息	△88,328	△59,791
受取配当金	13,675	20,068
有価証券損益	3,710	29,050
金融収益及び金融費用合計	1,071	37,667
持分法による投資損益	172,372	252,390
税引前利益	527,646	723,122
法人所得税費用	△101,530	△123,875
当期利益	426,116	599,247
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	386,352	565,333
非支配持分	39,764	33,914
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	75,167	4,735
確定給付制度の再測定	10,345	8,885
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	5,517	769
純損益に振替えられることのない項目合計	91,029	14,389
その後純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	358,465	123,559
キャッシュ・フロー・ヘッジ	20,899	26,175
ヘッジ・コスト	1,628	△1,596
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△1,275	48,835
その後純損益に振替えられる可能性のある項目合計	379,717	196,973
税引後その他の包括利益	470,746	211,362
当期包括利益合計	896,862	810,609
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	847,100	774,417
非支配持分	49,762	36,192

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第156期	第155期
	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	608,850	232,801
当期利益	426,116	599,247
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	200,172	183,749
固定資産評価損益	37,412	6,861
金融収益及び金融費用	△1,071	△37,667
持分法による投資損益	△172,372	△252,390
固定資産売却損益	△6,752	△20,152
法人所得税費用	101,530	123,875
棚卸資産の増減	△4,034	△264,356
営業債権及びその他の債権の増減	△76,554	△9,911
前払費用の増減	△18,315	△10,599
営業債務及びその他の債務の増減	△83,175	△39,662
その他一純額	130,279	△118,258
利息の受取額	35,352	20,728
配当金の受取額	217,161	205,786
利息の支払額	△71,713	△46,483
法人税等の支払額	△105,186	△107,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	△219,210	△91,525
有形固定資産の売却による収入	9,385	15,140
有形固定資産の取得による支出	△93,380	△70,295
投資不動産の売却による収入	13,123	32,119
投資不動産の取得による支出	△28,313	△44,333
その他の投資の売却等による収入	176,993	116,771
その他の投資の取得による支出	△300,563	△145,218
貸付金の回収による収入	30,166	20,273
貸付による支出	△26,621	△15,982
財務活動によるキャッシュ・フロー	△415,478	△250,459
短期借入債務の収支	△94,365	72,247
長期借入債務による収入	337,960	381,151
長期借入債務による支出	△379,502	△415,156
リース負債による支出	△74,710	△71,509
配当金の支払額	△147,326	△153,139
非支配持分株主からの払込による収入	6,403	663
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△3,311	△3,247
非支配持分株主への配当金の支払額	△28,562	△23,555
自己株式の取得及び処分による収支	△32,065	△37,914
現金及び現金同等物の増減額	△25,838	△109,183
現金及び現金同等物の期首残高	656,859	733,824
現金及び現金同等物の為替変動による影響	32,921	26,959
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	3,910	5,259
現金及び現金同等物の期末残高	667,852	656,859

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 貸借対照表

科目	第156期	第155期(ご参考)
	(2024年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
	百万円	百万円
(資産の部)		
流動資産	1,667,275	1,632,967
現金及び預金	139,219	176,542
受取手形	5,656	2,972
売掛金	551,581	472,496
契約資産	57,571	145,062
有価証券	21,479	400
商品	83,864	105,078
販売不動産	298,206	230,199
前渡金	48,639	78,913
前払費用	9,381	8,608
短期貸付金	219,605	218,948
その他の流動資産	235,669	197,543
貸倒引当金	△3,600	△3,800
固定資産	3,283,014	3,168,033
有形固定資産	287,493	285,987
建物	56,076	52,271
構築物	767	768
機械及び装置	575	826
車両及び運搬具	208	163
器具及び備品	2,025	1,991
土地	218,097	218,388
建設仮勘定	9,742	11,577
無形固定資産	49,115	28,885
ソフトウェア	18,114	11,996
その他の無形固定資産	31,000	16,888
投資その他の資産	2,946,405	2,853,160
投資有価証券	303,416	222,357
関係会社株式	1,837,609	1,802,689
その他の関係会社有価証券	74,634	58,290
出資金	11,945	20,747
関係会社出資金	491,359	528,487
長期貸付金	49,592	59,119
固定化営業債権	18,952	23,050
長期前払費用	28,297	28,943
繰延税金資産	11,204	31,765
その他の投資その他の資産	165,732	124,821
貸倒引当金	△46,340	△47,112
資産合計	4,950,289	4,801,000

科目	第156期	第155期(ご参考)
	(2024年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
	百万円	百万円
(負債の部)		
流動負債	1,400,850	1,358,879
支払手形	2,734	2,828
買掛金	642,465	689,615
短期借入金	212,124	210,918
コマーシャルペーパー	35,000	65,000
社債(1年以内償還)	95,695	45,000
未払費用	20,660	21,659
未払法人税等	816	1,271
契約負債	44,008	45,214
預り金	301,288	233,690
前受収益	1,403	1,175
その他の流動負債	44,653	42,507
固定負債	2,002,460	2,022,761
長期借入金	1,547,243	1,556,959
社債	406,264	415,086
その他の固定負債	48,952	50,715
負債合計	3,403,310	3,381,641
(純資産の部)		
株主資本	1,398,980	1,331,284
資本金	220,423	220,046
資本剰余金	231,556	231,180
資本準備金	231,556	231,180
利益剰余金	949,733	919,619
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	932,036	901,923
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	866,994	836,880
自己株式	△2,732	△39,562
評価・換算差額等	147,575	87,532
その他有価証券評価差額金	173,939	98,878
繰延ヘッジ損益	△26,364	△11,346
新株予約権	423	542
純資産合計	1,546,979	1,419,359
負債及び純資産合計	4,950,289	4,801,000

[単体] 損益計算書

科 目	第156期	第155期(ご参考)
	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益	517,852	590,170
原価	△353,048	△442,745
売上総利益	164,804	147,425
販売費及び一般管理費	△222,284	△206,935
営業損失(△)	△57,480	△59,510
営業外収益	499,707	489,512
受取利息	7,837	5,672
受取配当金	408,888	415,444
投資有価証券売却益	23,750	56,865
関係会社貸倒引当金取崩益	1	1,249
その他の営業外収益	59,230	10,280
営業外費用	△210,250	△38,283
支払利息	△27,487	△15,861
投資有価証券売却損	△2,727	△1,292
投資有価証券評価損	△157,558	△6,203
関係会社貸倒引当金繰入額	△447	—
その他の営業外費用	△22,029	△14,925
経常利益	231,977	391,718
特別利益	5,732	17,582
固定資産売却益	5,732	17,582
特別損失	△1,386	△145
固定資産処分損	△1,386	△145
税引前当期純利益	236,322	409,156
法人税、住民税及び事業税	13,985	1,674
法人税等調整額	△3,443	2,730
当期純利益	246,864	413,561

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の子会社及び当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果


会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

住友商事株式会社 監査役会
常任監査役（常勤） 御子神大介 ㊞
監査役（常勤） 坂田 一成 ㊞
監査役 永井 敏雄 ㊞
監査役 加藤 義孝 ㊞
監査役 長嶋由紀子 ㊞

（注）監査役永井敏雄、監査役加藤義孝及び監査役長嶋由紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日
	期末配当 毎年3月31日
	中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)

最寄駅

東京メトロ ○銀座線
「虎ノ門駅」

3出口より徒歩10分

東京メトロ ○銀座線 ○南北線
「溜池山王駅」

14出口より徒歩10分

東京メトロ ○日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」

A2a出口より徒歩5分

**宴会場エントランス(1階)より
お入りください。**

東京メトロ ○日比谷線
「神谷町駅」

4b出口より徒歩6分

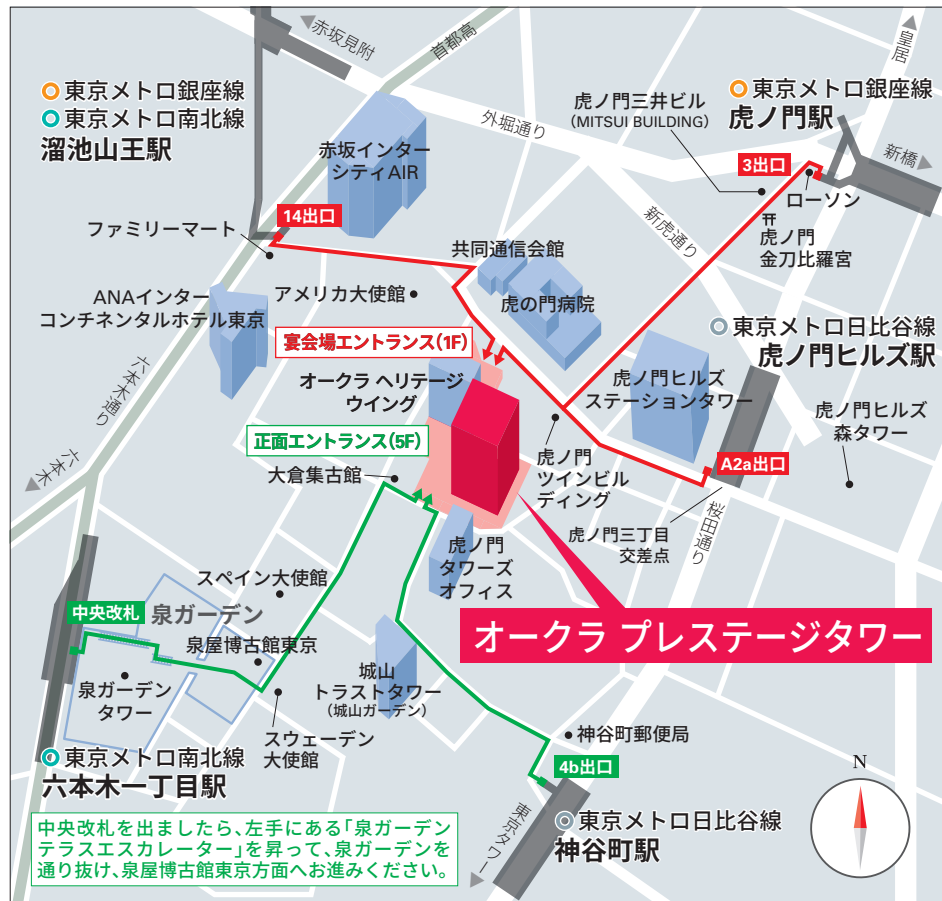
東京メトロ ○南北線
「六本木一丁目駅」

中央改札より徒歩7分

※駅の案内板とは異なります。

**正面エントランス(5階)より
お入りいただきエレベーターで
1階までお越しください。**

**駐車場のご用意はございません
ので、お車でのご来場はご遠慮
ください。**



**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**



住友商事株式会社

〒100-8601
東京都千代田区大手町二丁目3番2号